

会

議

午前10時 0分開会

議長（増田 清君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成23年3月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（増田 清君） 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より17日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（増田 清君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、5番 鈴木 敬君と6番 岸山久志君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（増田 清君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

2月10日、全国議長会の市議会議員共済会第101回代議員会が東京の都市センターホテルで開催され、私が出席をいたしました。

この代議員会では、平成23年2月9日までの事務報告が承認され、議案審議では、平成23

年度事業計画及び予算と「地方議会議員年金制度の廃止措置を講ずる法案の早期成立を求める決議」の2件の議案が審議され可決されました。

この議決の処理につきましては、会長より、5月末までに法律案が成立するよう、地元選出国會議員に働きかけのお願いがございましたので、同じく、代議員で出席をされました熱海市議会議長と連署の上、渡辺周衆議院議員、岩井茂樹参議院議員に要望書として提出をいたしました。

次に、昨日までに受理いたしました陳情1件でございます。

静岡県保険医協会理事長、間間 元氏から送られてきました「国保一部負担金減免制度に関する陳情」の写しを配付してありますのでご覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐（鈴木邦明君）朗読いたします。

下総庶第25号。平成23年3月2日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成23年3月下田市議会定例会議案の送付について。

平成23年3月2日招集の平成23年3月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第3号 和解について、議第4号 市有財産（建物）の譲与について、議第5号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第6号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第7号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）、議第8号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第9号 平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算（第2号）、議第10号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第11号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第12号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第13号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、議第14号 平成23年度下田市一般会計予算、議第15号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第16号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第17号 平成23年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第18号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第19号 平成23年度下田市介護保険特別会計予算、議第20号 平成23年度下田市後期

高齢者医療特別会計予算、議第21号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第22号 平成23年度下田市下水道事業特別会計予算、議第23号 平成23年度下田市水道事業会計予算。

下総席第26号。平成23年3月2日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成23年3月下田市議会定例会説明員について。

平成23年3月2日招集の平成23年3月下田市議会定例会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 野田光男、企画財政課長 糸賀秀穂、総務課長 鈴木貞雄、市民課長 原 鋪夫、税務課長 河井文博、会計管理者兼出納室長 山崎智幸、監査委員事務局長 内田裕士、建設課長 井出秀成、上下水道課長 滝内久生、観光交流課長 山田吉利、産業振興課長 増田徳二、健康増進課長 平山廣次、福祉事務所長 清水裕三、環境対策課長 藤井睦郎、教育委員会学校教育課長 名高義彦、教育委員会生涯学習課長 前田真理。

以上でございます。

議長（増田 清君） 以上で諸般の報告を終わります。

議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第3号 和解についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） おはようございます。

それでは、議第3号 和解についてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の1ページ、2ページをお開き願います。

初めに提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

平成22年3月26日、亡伊東光雄相続財産管理人弁護士、山口雅直が、静岡地方裁判所下田支部に提訴した、平成22年（ワ）第27号建物明渡等請求事件に下田市が利害関係人として参加した件について、次のとおり和解するものとするとし、相手方につきましては記載してあるとおりでございます。

和解事項でございますが、記載のとおり、1つには、飯田光子及び飯田英雅は、平成23年4月30日限り建物から退去して、亡伊東光雄相続財産管理人弁護士、山口雅直に明け渡す。

2つには、本市は、飯田光子及び飯田英雅に対し、兩名分の和解金として金250万円を下記のとおり支払うとし、1とし、平成23年3月18日限り100万円、として、(1)の明け渡しと引きかえに金150万円。

3つには、亡伊東光雄相続財産管理人弁護士、山口雅直は(1)記載の建物の明け渡しを受けた後、本市が当該建物を本市の費用で取り壊して収去することに異論のないことを確認する。

4つには、飯田光子及び飯田英雅は、建物内に残置した動産については、その所有権を放棄し、亡伊東光雄相続財産管理人弁護士、山口雅直または本市が自由に処分することに異議がない。

5つには、飯田光子及び飯田英雅、亡伊東光雄相続財産管理人弁護士、山口雅直並びに本市は、本件に関して、本和解事項に定める以外に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

6つには、本市は、亡伊東光雄相続財産管理人弁護士、山口雅直に対して有する本件建物に係る土地賃料相当損害金228万6,874円の請求権を放棄するというものでございます。

ご承知のとおり、下田公園下の不法占拠物件の問題につきましては、平成元年に、法的手続により下田市の主張が認められる判決を得て強制執行に取りかかったものの、既に第三者が新たに建物を占有していたため執行不可能となる等の経過があり、顧問弁護士の協力を仰ぎ占有者の特定等に努めてきたものの思うようにはかどらず、ここ数年になってやっと占有者を特定できたのを契機に解決に向けての作業を進め、亡伊東光雄相続財産管理人を選任してもらい解決の窓口としたところでございます。

この相続財産管理人が占有者に対して、建物からの退去、明け渡しを求める訴訟を提起したところ裁判所から和解の提案があり、下田市も和解期日に参加することとし和解案がおおむね合意に達したため議案を提出させていただいたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第3号 和解についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） 和解に至りましたことは一定の評価をするにいたしましても、何かしっくりしないというようなものが残るわけであります。

それは、その1つは、やはりこの飯田光子氏及び飯田英雅氏が、いつから、だれの了解のもとにこの建物に住むようになったのか。家賃等は支払っていたのか。あるいは、当然、水道料や電気料の支払いなくしては住めないわけですので、水道料や電気料の支払いはどのようになっていたのか。やはり、本人の所有物でないということは承知していようかと思うわけですが。飯田光子さんもですね。だとすれば、当然、そこに借りて入ると、こういう手続があったのではないかと思うわけですが、その辺はどうなっているのか。それから、平成元年に強制執行云々のときに既に住んでいたという報告がありました。そうであれば、いつから飯田光子氏はそこに、占有するとか住んでいたのか。そこら辺の経緯をぜひともはっきりさせていただかなければ、判断のつかない事例になるのではないかと思うわけです。

そして、この物件に関連しまして、この公園下には、なお2棟の建物が残されている。その部分についてはどのような方向性を今目指しているのか。一帯の土地の中に3棟ありまして、1棟については、この和解案のような形で解決という方向に進んだことは一定の評価をしたいと思うわけでありますが、あとの2棟はどうなっているのか。

なお、公園敷地に関しますこれと同様な案件、あるいは敷地が占有されているというような事態はないのかという点もあわせて明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） まず、飯田親子がいつから住むようになったのかということでございますけれども、平成4年1月1日からは少なくともそこに住んでいたというふうな形で裁判のほうを提訴、今回、相続財産管理人の山口弁護士のほうから飯田親子に対して、少なくとも平成4年1月1日からは住んでいたということで訴状を提出しているところでございます。

それから、まず公園下に、その他そういう不法物件がないのかということでございますけれども、その件についてはないというふうに考えております。

それから、水道料、電気料の支払いはどのようになっていたのかということにつきましてはこちらでは承知はしておりませんが、当然、現在住んでいるわけですので、そのような、もしそういう形でお支払いがないということであれば電気料とか水道料とめられるというような形になると思いますので支払っていたのではないかというふうに予想はしていま

す。

それから、本人の所有物かどうかということでございますけれども、建物については登記簿上においては亡伊東光雄相続財産の管理人ということになっておりますけれども、その権利書ですか、その建物の権利書を飯田親子が、登記はないのですけれども持っていたというふうに聞いております。

それから、平成元年に住んでいたというようなちょっと質問があったかと思うのですが、平成元年の関係は、このときは亡伊東光雄さんが亡くなっておらず、伊東光雄さんに対して下田市が提訴した、訴えたというようなことでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 飯田親子が伊東光雄さんの権利書を持っていたと、こういうことのようにございますけれども、平成元年にこの裁判を起こして勝訴をしたと。そうしますと、4年の時点では住んでいたということですので、強制執行等の手続をとられたのはいつなのか。この間、元年に提訴をして、4年から飯田親子が住んでいたとしますと、この間、約3年間ですね。どのような措置をされていたのか。あるいは裁判の結論が出ない期間であったのかと、そのような疑問が残ろうかと思うわけです。

飯田親子が権利書を持っていたということは何を意味するのでしょうか、法的に。飯田親子の物件であると、そういうような意味合いを持っているものなのかどうか、再度お尋ねをしたい。

それから、なお、この同じ土地に2棟の建物があるかと思いますが、この点、今後どうしていくのかのご答弁ございませんでしたので、その点もあわせてお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 大変申しわけありませんでした。

2棟の解決の問題ですけれども、これは平成15年当時に公園下広場の駐車場整備事業ということで、用地を確定する必要があったものですからこの交渉を努めたのですけれども、進めた結果、この件についても平成元年に訴訟を起こしたということで、その訴訟の話が蒸し返されたというようなことで、もう話し合いにならなかったというような経過がございます。

そのようなことで、問題解決の話は一切、話をしたくても話し合いにならない現状であり

ますけれども、今後、粘り強く交渉をしていきたいというふうには考えているところがございます。

それから、その権利書が法的に何を意味するのかというようなことでございますけれども、あくまでも法的には、登記簿上だれの名義になっているのかというふうに判断いたしますので、確かに、今の飯田親子は、その前の人にお金は払っているのかどうなのかということはよくわかりませんが、権利書が渡っているというようなことは事実であったようにございます。

平成元年から平成4年までにというようなことでございますけれども、平成元年の訴状を提出したのが8月14日。元年8月14日に訴状の提出をいたしまして、平成2年10月にその被告が亡くなったと。そのようなことで、12月11日に処分禁止等の仮処分の申請を行ったと。というのは、被告の死亡により下田市が明け渡しを求めているその建物の所有権が、相続人以外の第三者に移転することを防ぐために、平成2年12月11日に処分禁止の仮処分の申請を行ったと。それから、12月12日には仮処分が決定したと。

それから、伊東光雄さんには2人のお子さんがいたわけですが、2人とも相続放棄ということで、1人の方が平成3年6月19日に相続放棄が認められたと。それからもう1人の方が平成3年7月24日に認められております。

それから、下田市のほうとして、被告の相続財産管理人の選任を求める審判の申し立てを行いまして、平成4年12月10日に、今亡くなっておりますけれども、前の相続財産管理人の選任がされたということで、平成5年3月17日に勝訴が一応確定したということでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第3号 和解については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第4号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第4号 市有財産の譲与についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（前田真理君） 議第4号 市有財産（建物）譲与についてご説明をさせていただきます。

議案件名簿の3ページをお開きください。

市有財産であります旧下田市立板戸公民館を板戸区に譲与したいので、地方自治法第237条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1といたしまして、所在地は下田市白浜532番地の1。

2の、譲与する財産は、現在、板戸区の集会所として使用されております建物でございます。旧下田市立板戸公民館の建物でございます。

形状につきましては、木造平屋建て、亜鉛鉄板、昭和43年建築の42年を経過した建築面積154.83平方メートルの建物でございます。

3つ目の譲与の相手方でございますが、現在の板戸区長でございます長谷川 潔さんであります。

提案理由につきましては、市有財産（建物）を旧下田市立板戸公民館を板戸区集会所として譲与するためでございます。

この案件につきましては、平成22年3月議会にて下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例のご審議をいただき、下田市立板戸公民館を廃止する議決をいただいたところでございます。その際に同時に提案すべきでありました本日の市有財産（建物）の譲与につい

での提案をいたしませんでした。本当にまことに申しわけございません。今回はその審議についてお願いをしたいものでございます。

以上、大変雑駁ではございますけれども、議第4号 市有財産（建物）の譲与についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

14番。

14番（森 温繁君） この板戸公民館、3年ぐらい前ですから前の課長さんのときの話で、公民館のあり方ということで行財政改革の中に、今後、公民館、どのようにするかというときに、たしか白浜地域は長田の公民館の問題もあり、長田の公民館は、たしか借地で建物が非常に古くなったと。距離的に原田の公民館があるので、あの辺で使用ができて、長田をこれ以上修築するのは大変だということで、原田の公民館を使えば間に合うのではないかとということで、区民の了解を得て長田を廃止した経過を承知しております。

確かに、今、年度末で、各地域の公民館の利用、例えば須崎のことをお話しして大変恐縮なのですけれども、須崎中の組の寄り合いというのは組長の切りかえとか、区会議員、財産区議員の会合というのはほとんど漁民会館の憩いの家というところを利用してやっております。ですから、距離的に、組だと、15組ぐらいですと白浜の距離にしますと板戸から原田ぐらい行くようなそんな距離であるのですけれども、地域に、今、家が非常に建物の構造上からいって広いうちがないという、集まる集会所がないということで、大きな座敷といえますかそういうところの必要性、そういうものを備えているのが公民館であるから、公民館の必要性というのは非常に感じております。つくづく、この年度末の利用度は高いなとそんな感じがいたします。

当時、振り返ってみますと、板戸、なかなか原田まで行くのは大変であるから、どうしても残していただきたいということで区長さんが、大変必要性があるから残してもらいたいと恐らく陳情が来ていたと思います。

しかし、我々も地元で利用するのだからある程度は出すのだけれども、どうせ引き渡してくれるのだったらこの辺を修理していただきたいということで、畳とかふすまとか、それから屋根の一部、いろいろなところが壊れておまして、金額的には非常に、家が1戸建てられるぐらいの金額が請求あったのではないかと記憶しておりますけれども、その辺の交渉で、民間の交渉ですと、言いたいことは両方言い合った中で妥協点が見られれば交渉が成立する

わけですけれども、職員というのはとかく失礼な言い方ですけれども、一方的に聞いて、こちらからはなかなか自分の権利というのは言いたいことを言えないのが交渉事だと思います。職員の場合には、その辺でうまくいって成立したと思うのですが、修理が。

ですから、区のほうの要望で、この辺を直していただきたいという金額的に多かったような記憶がいたしますけれども、区の負担もやぶさかではないというような話を聞きましたけれども、その辺の度合いですが、どの程度まで市のほうで対応できたのか。それでうまくいったから、恐らく交渉事がうまくいったのではないかな。交渉うまくいったのではないかと思います。その辺をちょっとお聞かせください。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田眞理君） ただいまのご質問でございますけれども、板戸区の場合、本当に区のほうから手を挙げていただきまして、もらい受けたいよということでございました。そのときに同時に、屋根であるとか畳であるとか、一部、備品等も、かぎのつくロッカー等が欲しいというような、金額にして200万円ぐらいの要望書が同時に提出されました。

修繕をする箇所でございますけれども、当時、なかなか私どものほうも修繕費が十分にはございませんで、その年度に持っている予算でできることをまず第一番目にさせていただきました。それが畳の取りかえでした。やはり、ほかの、雨漏りするから屋根を直してねというような要望がかなえられませんでしたので交渉がうまく進みませんで、2年目を迎えてしまいました。その中で当局のほうにもよくご理解をいただきまして修繕費の要望を、お金をいただくことができましたして屋根の修理させていただきました。雨漏りは防げるようになったのですけれども、その工事をしているときに、またシロアリ等が、やはり雨漏りの関係、それから夏が暑かったということも記憶しておりますけれども、そんな原因でシロアリが発生しまして、その金額も30万円ぐらいでしたけれども予想外の金額でした。そのぐらいの修理をしていただきまして、区のほうにもう一度お諮りさせていただきましたところ、ここまでやってもらえたら、すべての要望をかなえたわけではないけれども、市の姿勢として感じる事ができたからいいですよというような区民のご理解をいただきまして、そこからは廃止の条例のほうだけは、うまく区民の方にご了解をいただくことができたというそういう経過でございます。

議長（増田 清君） 14番。

14番（森 温繁君） その当時の経過は今のあれでわかりました。

何か区のほうも、多少の負担はやむを得ないということでやったのですけれども、やはり

いただくほうとしてみれば、必要性があるからこういうものを直していただければという。

その当時、そういう交渉事に非常に精神を使って、恐らく、先ほど同時提案でやらなければならぬのをミスしたというお話だと理解しておりますけれども、やはり一番難しいのは交渉事で、事務的な手続は多少引っ張っても後で修正できる。交渉事は失敗しますと絶対だめになりますからその辺で精神を使ったのではないかと推察しますけれども、本当にご苦労さまでしたと言いたいような感じです。交渉事が一番難しいので、その辺に集中したのはよかったのではないかとそんなふうに感じます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） 譲与の相手方が板戸区の区長、長谷川 潔という個人名になっておりますが、これは個人名なのですか。あるいは、板戸区という形での譲与というのはできなかったのでしょうか。

というも、いろいろ町内のいろいろな積み立て預金だとかも含めて、あるいは倉庫等々含めて名義がどんどん変わっていく。名義人が亡くなったり、あるいはいなくなったりとかいろいろなことがあって書きかえが不能になっている。これは連尺町なのですけれども、連尺町の倉庫も今の時点になって、もうちょっと書きかえが不能になってしまっているなどという状況もありまして、できたら板戸区という形で譲与ができれば一番いいのかなと思ったのですが。これは個人名で、板戸区、長谷川 潔という個人名で譲与したということになるのですか。そこら辺をお聞かせください。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田真理君） ただいまのご質問でございますけれども、これはあくまでも現在の区長の長谷川 潔さんのお名前が見えるだけでございまして、本当に、今回説明をさせていただいているように、まだ譲与の議決はいただいているのですが、あのときに、これで板戸区さんに譲与できるのだというふうに本当にそこで勘違いをいたしました。議決をいただいた後に、板戸区と譲与の契約を結んだその名義は板戸区、それから下田市、そういう名義で結ばせていただいております。個人ではございません。あくまでも行政区、板戸区という名義でございます。

議長（増田 清君） 5 番。

5 番（鈴木 敬君） 後ろのほうから皆さんが聞けと言われるので。

登記上の名義はどういうふうになるのでしょうか。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田眞理君） 登記の名義でございますけれども、この登記につきましては、市のほうが、ぜひ登記をしてくださいというような指導をしたわけではないのですが、やはり交渉事に3年間を費やして、区民の皆様に、下田市からいただいたこれが、この建物が板戸区のものになったよということを皆様にどうしてもお知らせしたいという気持ちの中から登記をされたそうです。そのときには、地縁団体というものを取得してくださいと。

はい。ですから、板戸区何々ですよ。そういうものを、かつて岩下の集会所を岩下に譲与した経過がございますね。そのときに、やはり地縁団体云々というお話がありましたので、私どもといたしましても地縁団体の取得を指導させていただきましたが、ここで板戸区さんは選択をされませんでした。それを取得するつもりはないよということで、その当時、登記をされたのが、確かに板戸区区長、長谷川 潔という名前で登録していただきかけたのですが、法務局はそういう受け付けをできないものですから、長谷川 潔さんという個人名にはなっておりました。

ただ、今回、その契約自体が無効になったものですから、その登記についても錯誤だったよということで下田市に回復してございます。今後、恐らく、この議決をもしいただけたならば、板戸区さんはまた登記をされるのではないかと思いますので、それにつきましては、私どものほうといたしては地縁団体の取得をしてほしいという指導と、それから、万が一、昨年みたいに、どうしてもそういう団体を取得するつもりがないということであれば、何々、下田太郎外何名というような複数名の名義で登記をしていただくような指導をしていくつもりであります。

議長（増田 清君） いいですか。

3回目、5番。

5番（鈴木 敬君） そこら辺のところは、複数名にすると余計複雑になってしまうという経緯も若干ありますので、そこら辺のところは、結局継続していくものですからずっと長く区として区が所有していくものですから、できるだけトラブルが起きないようないい方法でやってくれることを希望して終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

7番。

7番（田坂富代君） 今、課長が大変おかしな答弁をされているように思ったのですけれど

も、納得しません。我が委員会のほうに恐らく振られるということでございますので、この中で、答弁として全くおかしな答弁をしていることをまずご指摘をさせていただきます。

それから、この議第4号の、この市有財産の譲渡について、こちらは議会の議決が必要とするものでございますので、議案作成においては教育委員会への意見を聞いたということになるかと思いますが、教育委員会への説明は、いつ、だれが、どのように説明をしたのかまずお伺いをいたします。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田真理君） 済みません。今、確認をさせていただきました。

毎月、教育委員会というのは定例会がございまして、2月が2月25日に行われました。その際、議案として提出をさせていただきまして私のほうから説明をさせていただきました。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 今の課長の説明ですと、2月25日に開かれた教育委員会で生涯学習課長自らが、今議会に説明したとおりの内容で説明したということによろしいでしょうか。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田真理君） 私が最初に説明をさせていただきました口述のとおりでございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） もう一点は、今、鈴木 敬議員が指摘された中で、区に財産登記ができる法人格を持たせるという方向に進んでいたというのが実態でございます。その中で、この登記をするのに当たって、法人格を持たせるために、そうしないと、後いろいろと問題が起きてくるということで努力を過去もされているわけでございます。

岩下区の譲渡に関するところの議事録を私は持ってございますけれども、その当時も大変なご苦労の中で岩下区の皆さんに協議をいただいて、区として登記をされたという経緯があったはずでございます。それで、この、今、担当課としてどのような努力をされてきたのかを最後にお伺いします。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田真理君） やはりこれにつきましては交渉事でございますので、板戸区さんのお考えになっていることもございまして、なかなか、市が一方向的に指導をするということには至りませんでした。現在も板戸区さんのほうとお話をさせていただいておりますけれども、今日限りで言わせていただきますと、今日までの経過をという意味でございますけ

れども、やはりご理解をいただいて、例えば、今、地縁団体の問題でございますけれども、そういうものを取得してほしいという指導はさせていただいていると、そういうことでございます。

7番（田坂富代君） 議長、答弁になっていないです。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時45分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（前田眞理君） 今の質問でございますけれども、板戸区さんといたしましては、私ども、その地縁団体についてお願い等を、昨年度のこの3月に公民館廃止条例を上程させていただくための構想のときから既にお願いはしてきました。ただ板戸区さんにつきましては、この公民館1つをとって財産。そのためだけに地縁団体を取得するメリットがないということで、現在までも取られていないという経過でございます。

ただ、この問題が発覚いたしましてからも、何回となし区長さんのほうにはお話をさせていただいております。その経過につきましては、大変申しわけないのですが、委員会のほうで提出させていただくということでご理解いただけますでしょうか。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

9番。

9番（増田榮策君） 今までの議論についてなのですけれどもよくわからないのですけれども、もう一度確認の意味であれします。

これは、市有財産の建物のあるこの土地というのは、まずどこの所有なのか、まず、その第1点をお伺いします。

それで、その上に市有財産を建てた、この公民館を建てた下田市の建てた契約書的なものがあるはずなのですよね。建てたときの契約書はないのですか。

〔発言する者あり〕

9番（増田榮策君） いや、建てるときのその土地がだれの上に建てるときの契約書はたしかあるはずなのですよ。

〔発言する者あり〕

9番（増田榮策君） うん。各建築確認書のも何でもあると思うのですよ。その、要するに、これを、例えば建物を、市が建物のこの契約とか何か切れたとき壊すときの、要するにこういう取り決めがあるはずなのですよ。取り決めがないなどということはまずあり得ないと思うのですが、それがあらかどうかちょっと確認したいのですが。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田真理君） ただいまの質問でございますけれども、土地は下田市のものでございます。

それから2点目の契約でございますけれども、これはちょっと今、契約はないですね。下田市の土地の上に下田市が建物を建てたということでございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） それでよく理解できました。

そうすると、土地は下田市の土地。その上に建っているのも下田市のものということで理解していいですね。

そうすると、この財産を、この旧白浜の公民館の建物の上屋だけを、建物を板戸区に譲与すると、くれますよと、こういうことだと思ふのですね。そうすると、当然、これは個人には譲与できないわけですよ、個人には。そして、その結果、個人にはできないのに板戸区の区長の長谷川 潔さんにこれを譲与の相手方として今提出されていますよね、議案が。そうですね。議案上では板戸区の長谷川 潔さんに提出されていますよね。そうすると、これ議会が、今、これ議決すべきことでは、私はないと思ふのですよね。ということは、受け取り側がどのような、登記上どのような、法人格をもってするのか個人をもってするのか、これをはっきりしないと、これは譲与の対象にならないと思ふのです。はっきり言って。これは、譲与がどういうふうになるかわからない。これから指導するものを譲与するということが自体が私はナンセンスだと思ふのですけれどもその点いかがですか。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 済みません。私のほうから答弁をさせていただきます。

本来は、先ほど来述べておりますように、登記ができる法人格の取得、地縁団体の取得が理想的であろうかと思ふます。しかしながら、今後にも影響する問題でありますけれども、古い建物1つを、譲与を受けるために区としての登記をするため地縁団体の承認を得るといふことが、大変、これ、区にとっては大きな負担になることも事実であろうかと思ふます。

そういうことで、いろいろ担当課長から報告されたように、理想を追って地縁団体という願いもしてきたのですが、結果として、それはやるつもりはないということで、今回、代表として板戸区の区長さんに譲与をしたいという議案になっております。

ただ、議員が言われますように、地方自治法上からいくと、議会の議決を得れば、これはいい悪いはともかくとして個人でも譲与はできる。これは地方自治法上の決まりになっております。しかしながら、やはり希望とすれば、我々としても、公共的な団体、板戸区の代表区長さんに譲与をしたいと。しかし登記は区長の名義になるということで個人名になります。我々としては、先ほども課長が言っておりますように、引き続きの地縁団体の要望を出しているわけでございますけれども、現実的になかなか難しい。次の次善の策としては、できたら1人の名義ではなくて、先ほどちょっと言いましたが、代表だれだれで、その他何人かの共有名義にさせていただいて、区の集会所として明確に議決をいただければ、契約の中で明記をして公の集会所として使っていただくと。条件つきでの譲与をお願いをしたいなというふうに思っております。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） それ、本来ならば、この使用の目的が公共ということなら、下田市の土地へ建てて下田市が建てた建物でその地域の人たちが使う公共的な使用においては、市の、別に譲与しなくても永久貸与とかそういう道もあったのではないのでしょうか。私は、譲与するあれはないと思うのです。

ただ、ただね、これを市で持っているとならば経費が大変かかる。修理とか何かに大変お金がかかる。そのために区へ建物は寄附しますよと。そのかわりそちらが見てくださいよと。すべてそちらで管理して、修理も維持管理はしてくださいよという意味があるのかどうなのか、その辺の当局の説明が全く欠けていると私は思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田真理君） 公民館を含めまして、市の所有している施設等につきまして、平成19年までに集中改革プランによりいろいろな結論が出たかと思えます。私どものこの公民館についても、その集中改革プランの結論によって公民館の統廃合という問題を現在もいろいろな区と協議をさせていただいているところでございます。

〔「維持管理は」と言う声有り〕

生涯学習課長（前田真理君） はい。維持管理につきましては、建物を譲与いたしまして区のほうで賄ってもらっている状況でございます。

〔発言する者あり〕

生涯学習課長（前田眞理君） 建物につきましては、集中改革プランの結論によりまして、大分老朽化しているところが多いというのは議員さん方、皆さんご承知してくださっているかと思いますが、まず、大変申しわけないのですけれども、譲与よりも廃止・解体のご理解をいただく話をさせていただいております。ただ、やはり先ほども議員さんのほうから言っていたお話の中には、やはり区民の方たちが大変利用しているよと。なくなると困るよというような施設につきましては、区の方々のご要望により譲与をさせていただいている、そういう現状でございます。

議長（増田 清君） 当局に申し上げます。

9番議員は、今後の管理については全面的に区がやるのかという質問です。

副市長。

副市長（渡辺 優君） 板戸公民館については、議決をいただければ譲与をし、譲与を受けた側で今後の維持管理すべてやるということになっております。

議長（増田 清君） ほかに質疑はございませんか。

10番。

10番（大黒孝行君） 1点、確認をさせていただきます。

この築年数が昭和43年ということは市制40年のあれから見たら、市制が始まる前の建築物であるということでもいいですかね。

それから、もしそうであるならば、あの辺の地区と旧町内下田町が合併したときに、もともとは板戸区が建てたものを市に一旦寄贈した格好の中でずっと続いているものであるか。それちょっとお聞かせください。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田眞理君） ただいまのご質問でございますけれども、あれは合併後の下田町になってから建てたものでございます。

10番（大黒孝行君） わかりました。終わります。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第4号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第5号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第5号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） それでは、議第5号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の4ページから6ページをお開き願います。

4ページは議案のかがみでございますが、下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙5ページ及び6ページの内容のとおり制定させていただくものでございます。

提案理由でございますが、地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、給与から控除できる項目を定めるとともに、あわせて字句等の整理を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料によりご説明を申し上げます。

本議案の説明資料は1ページから8ページまでとなります。

お手数ですが、1ページ、2ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインの引いてある箇所が今回改正させていただくところでございまして、これ以後のページも同様でございます。

今回の改正は、第23条に規定する給与からの控除条項を除き、字句の整理等によるものでございまして、第3条第1項中、「正規の」を「下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年下田市条例第20号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の」に、「宿、日直手当」を「宿日直手当」に、「及び災害派遣手当」を「災害派遣手当」に、「並びに期末手当、勤勉手当」を「期末手当及び勤勉手当」に。

第4条の2の見出し中「給料」を「号給」に、同条中「給料月額」を「号給」に。

第7条第1項中「当る」を「当たる」に、同条第5項中「その月」を「その月」に、「下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年下田市条例第20号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に、「差引いた」を「差し引いた」に。

第7条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある」を「管理職手当の支給を受ける」に改めるものでございます。

3ページ、4ページをお開き願います。

第9条第2項中「扶養手当を受けている職員が」を「、扶養手当を受けている職員が」に。

第10条の2第1項中「又同様」を「、また同様」に改め。

第13条第1項第1号中「第2項」を削るものでございます。

5ページ、6ページをお開き願います。

第17条の見出しを「(宿日直手当)」に、同条第1項中「勤務の」を「勤務」に、「とする」を「を支給する」に改め。

第17条の2第1項及び第2項中「休職された」を「休職にされた」に、「これ」を「、その者」に、同条第3項中「休職した」を「休職にされた」に、「これ」を「、その者」に改め。

第18条の3第6項中「市長が」を削り。

第21条中「その全部又は一部を」を削るものでございます。

7ページ、8ページをお開き願います。

第22条の次に次の2条を加えとし、第23条を(給与からの控除)とし規定させていただくものでございます。

規定を設けた理由でございますけれども、地方公務員の給与は地方公務員法第25条第2項の規定により、法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないとこのような規定になっておるところでございます。

現在、職員の給与につきましては、多額の現金を持ち運ぶというのは、防犯上の危険性、昔、3億円事件等ございましたけれども、そういった給与の取り扱い等に対する防犯上の問題、それから、現金で支給をするということに対する効率、こういったものを考慮いたしまして、すべて職員からの申し出によりまして口座振り込みによる方法というものをとらせていただいております。

現状の、この支給の方法がこの条文に反しているというようなこともございまして、条例のほうを改めて、ここで整理をさせていただくというものでございます。

現在、職員の給与からの控除につきましては、職員組合の組合費並びに保険料等ございますけれども、こういったものを改めて規定をさせていただくというものでございます。

規定は、法律により特に認められた場合のほか、次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができるとし、第1号が、法第52条第1項に規定する職員団体(以下「職員団体」と言う。)がその運営のため職員から徴収する経費となっておりますが、これが職員組合の組合費や組合出資金でございます。

第2号といたしまして、職員団体がその構成員のために行う福利厚生事業に係る経費その他の支払金ということでございまして、組合償還金とか組合指定積立金、組合取りまとめの生命保険や損害保険の掛け金等でございます。

第3号で、下田市職員互助会がその運営のため職員から徴収する経費ということで互助会費、これが該当いたします。

第4号は、下田市職員互助会がその構成員のために行う福利厚生事業に係る経費その他の支払金ということで、互助会の償還金がこれに該当をいたします。

第5号といたしまして、静岡県市町村職員共済組合が行う福利厚生事業に係る経費その他の支払金ということでございまして、共済取りまとめの生命保険とか損害保険の掛け金等がこれに該当いたします。

なお、所得税法による所得税とか地方税法による市県民税、それから、地方公務員等共済組合法による共済掛け金、共済償還金、共済貯金、こういったものにつきましてはそれぞれの法律で既に規定をされておりますので、ここでは規定をしないというものでございます。

次に、第24条として、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるという委任事項を規定させていただいたものでございます。

それでは議案に戻っていただきまして、6ページの附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第5号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 23条について質問します。

23条の1項、3項、5項は別にして、1項、3項についてはその団体あるいは互助会が運営のため職員から徴収するとなっております。第2項、第4項については、その構成員のためというのが、「構成員のために」入っておりますが、この職員団体が運営のために職員から徴収するのに構成員に文字を入れなかったのは、構成員以外からも徴収することを想定して入れなかったのかどうかということですね。

そのこの団体というのは労働組合から一般的な同好会的なものもあるのだらうと思うのですが、それらについて、構成員の文字を1項、3項で除いた理由を説明願います。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 第2号と第4号で構成員という言葉を使ってあるのですけれども、その他のところで構成員を使わなかった理由ということでございますけれども、まず第2号のこの構成員、職員互助会とか職員団体の構成員、組合償還金とか取りまとめの生命保険のところでございますけれども、この構成員の中には、例えば課長職とか人事係長、実際には組合員の職員団体には、課長、人事係長については職員団体に加入していないというのが現実でございます。当然、そのようなことで、ただ、組合取りまとめの生命保険とか損害保険の掛け金等についても、課長とか人事係長のほうも給料のほうから差し引き控除ができるような形で「構成員のために」ということを入れさせていただいているということでございます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 今の説明ですと、職員団体というのは職員組合に限っているのですかね。つまり、職員の中に任意団体あるいはその同好、同好会等ですね、あるのではないかと。余り詳しくは知らない、あるのではないかと思うのですけれども、その同好会、スポーツにしても文化の同好会が、その同好会の会費を天引きしてくれというのが来てもそれは該当しないと。ここで言う職員団体とはいわゆる組合に限定されているのかどうか。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 地方自治法の第52条のこの職員団体ということでございますけれども、この法律において職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、その連合隊ということで、下田市においては職員組合というふうに理解をしているところでございます。

議長（増田 清君） いいですか。

3番（伊藤英雄君） はい。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第5号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前 1 1 時 8 分休憩

午前 1 1 時 1 8 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第 7 号～議第 1 3 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第 6 号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第 7 号）、議第 7 号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第 2 号）、議第 8 号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）、議第 9 号 平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）、議第10号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、議第11号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）、議第12号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、議第13号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第 4 号）、以上 8 件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、私からは一括議題のうち議第 6 号から議第12号までの各補正予算につきまして、一括してご説明申し上げますので、お手数ですが、お手元にピンク色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いたします。

まず、議第 6 号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第 7 号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正の主な内容でございますが、歳入で増額となった主な費目は、市税で固定資産税の調定増による増、地方交付税の普通交付税におきまして円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策に基づく再算定による増額、国・県支出金は、生活保護世帯増加に伴う国・県支出金の増、地域活性化「住民生活に光をそそぐ交付金」の国庫補助第 2 次配分に伴う増、また、教育費寄附金で3,000万円余りを受け入れるものでございます。

一方、減額となった主な費目ですが、市税では昨年10月の税率改正等の影響による市たばこ税の減、また、使用料・手数料において、ごみ減量化等によるごみ持ち込み、ごみ収集手数料の減、県補助金は民生費の福祉医療費の減のほか、吉佐美頭首工改良工事の先送りによる分担金と県補助金の大幅減、さらに、急傾斜地崩壊対策事業費変更に伴う受益者寄附金の減などがございます。

次に、歳出でございますが、増額となった主な費目は、生活保護世帯の増加等に伴う生活保護扶助費の増、国保財政安定化事業や出産育児一時金の増額に対する国保会計繰出金の増、病院事業に係る交付税病床割算単価改定に伴う共立湊病院組合負担金の増、また、歳入で説明申し上げました寄附金3,000万円余りを教育振興基金に積み立てるものでございます。

一方、減額となった主な費目でございますが、ごみの減量化に伴い、指定ごみ袋の印刷製本費や光熱水費、薬品代の減、事業先送りによる吉佐美頭首工改良工事費等の減、また、港湾整備事業・街路整備事業に係る県営事業負担金の減など、事業費の確定に伴い不用額による減額が主なものでございます。

2款総務費につきましては1,089万8,000円の減額で、総務関係人件費や施設管理費、電算システム関係の不用額が主な内容でございます。

3款民生費で増額となった費用は、被保護世帯の増加により生活保護扶助費が1,600万円の増、また、国保財政安定化事業や出産育児一時金の増額に伴い国民健康保険事業特別会計繰出金が2,102万9,000円の追加となっております。

一方、減額となった費目は自立支援医療費で1,300万円の減、重度心身障害者医療費で600万円の減など身体障害者福祉費で2,087万4,000円の減となり、総額で1,261万5,000円の追加となっております。

4款衛生費は、妊婦健診委託費やごみ減量等によりごみ処理手数料事務費、焼却場管理事務費が減額となりましたが、地方交付税に算入される病床割単価改定により共立湊病院組合負担金が2,042万7,000円の増額となり、また、老人保健会計繰出金が微増となったことから、総額では1,040万1,000円の増となっております。

5款農林水産業費は、吉佐美頭首工改良工事が先送りとなったことにより2,075万9,000円の大幅減。

6款商工費は、実績による補助金の減が主な補正内容で278万6,000円の減。

7款土木費は、県単街路事業負担金や急傾斜地対策事業が減額となり、補正額は607万1,000円の減額でございます。

8款消防費は、下田地区消防組合負担金通常分で733万8,000円の減となり、また、非常備消防費の減額により781万6,000円の減額補正。

9款教育費は、各種事業費の確定等による減額はあるものの、寄附金3,003万円を教育振興基金へ積み立てるため2,812万1,000円の増となっております。

12款予備費は、補正財源調整のため5,710万5,000円を追加するものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。

平成22年度下田市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,991万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億4,310万6,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算補正の款項の内容につきましては、補正予算の概要により後ほどご説明申し上げます。

次に、第2条の繰越明許費の補正でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるということで、恐れ入りますが、補正予算書の6ページ、「第2表 繰越明許費」をご覧ください。

「第2表 繰越明許費」に記載のとおり繰り越し明許の事業は1件ございまして、5款農林水産業費4項水産業費におきまして、事業名は須崎漁港水産基盤整備事業で金額は600万円でございます。

この事業は、昨年12月補正で追加させていただきました須崎漁港水産基盤整備事業費に係る陸間据えつけ工事と電気設備一式につきまして、年度内に完了する見込みがつかないため繰り越させていただくものでございます。

続きまして、第3条債務負担行為の補正でございますが、1ページをお開きいただきまして、第1項の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正 1追加」によるというもので、また、第2項は債務負担行為の変更で、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正 2変更」によるということで、お手数ですが、補正予算書の7ページをお開き願います。

「第3表 債務負担行為補正」の追加は1件ございまして、先ほど可決いただきました議第3号 和解についての議案と関連する債務負担行為でございます。債務負担行為の事項は、和解金(平成22年(ワ)第27号建物明渡等請求事件)で、期間は平成22年度より平成23年度まで。限度額は、予定額250万円の範囲内で和解金を支払う内容の裁判上の和解について平成22年度において合意し、平成22年度予算計上額100万円を超える金額150万円については平成23年度において支払うという内容でございます。

続きまして、お手数ですが8ページをお開きいただきまして、債務負担行為の変更でございますが、前段が補正前、後段が補正後でございます。

まず1件目の事項は図書館システムリース料でございまして、期間に変更はなく、限度額におきまして、事業予定額1,743万円の範囲内で図書館システムをリースする旨の契約を平成22年度において締結し、平成22年度予算計上額1,162万円を超える金額1,626万8,000円については平成23年度以降において支払うということで、事業予定額におきまして495万6,000円の減、平成22年度予算計上額で33万1,000円を減額するとともに、平成23年度以降において支払う金額を462万5,000円減額するものでございます。

2件目の事項は図書館システム保守料でございまして、期間に変更はなく、限度額におきまして、事業予定額403万5,000円の範囲内で図書館システムを保守する旨の契約を平成22年度において締結し、平成22年度予算計上額26万9,000円を超える金額376万6,000円については平成23年度以降において支払うということで、事業予定額におきまして792万円の減、平成22年度予算計上額で52万8,000円を減額するとともに、平成23年度以降において支払う金額を739万2,000円減額するものでございます。

なお、3月補正後における債務負担行為に関する調書を補正予算書の52ページ、53ページに記載してありますのでご覧いただきたいと存じます。

お手数ですが1ページに戻っていただきまして、第4条の地方債の補正でございまして、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるということで、予算書の9ページをお開き願います。

地方債の変更は2件でございまして、まず1件目のペットボトル圧縮機更新事業は、清掃センターのペットボトル圧縮機更新事業費の確定に伴い、起債対象事業費が確定したことによる減額変更でございまして、限度額を510万円から100万円減額し410万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

2件目の旧澤村邸整備事業は、1件目と同様に起債対象事業費の確定に伴う減額変更でございまして、限度額を660万円から160万円減額して500万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上、今回の補正による地方債の変更2件の合計で260万円の減額となるものでございます。

なお、地方債の状況につきましては、補正予算書の55ページをご覧いただきまして、今回の補正後における地方債現在高調書に記載のとおり、平成21年度末の一般会計における起債残高は86億1,676万円でございますが、3月補正後における平成22年度の起債増減見込みに

よりもすと、借り入れ額で6億560万円、元金償還見込み額で9億7,620万8,000円、差し引き3億7,061万8,000円の減額となり、平成22年度末の一般会計における地方債現在高は82億4,614万2,000円と見込んでおります。

それでは、補正予算書の1ページに戻っていただきまして、第1条第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから5ページまでに記載のとおりでございますが、主な内容につきまして、補正予算の概要により説明させていただきますので、お手数ですがピンク色の補正予算の概要をご用意いたします。

概要の2ページから7ページまでが一般会計の歳入、8ページから15ページまでが歳出となっております。

初めに歳入でございますが、2ページ、3ページをご覧ください、企画財政課関係といたしましては2款3項1目1節の地方道路譲与税は1,000円の追加で、これは、平成21年度をもって地方道路譲与税が地方揮発油税に改正されたため、地方道路譲与税を当初予算に計上いたしませんでしたが、滞納繰り越し等による旧地方道路譲与税に係る譲与金が発生したことから、今回補正させていただくものでございます。

10款1項1目1節の普通交付税は3,129万9,000円の追加でございます、これは国の円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策に基づく普通交付税の再算定による増額でございます。

14款2項7目5節の国庫・住民生活に光をそそぐ交付金は856万7,000円の追加でございます、国の地域活性化交付金の第1次配分額を財源充当して地の地域づくりに取り組むという考え方で、本年2月臨時会におきまして、小・中学校や図書館の図書等の整備のための補正予算を可決していただいたところでございますが、国から第2次配分額確定額が示されたことから追加するものでございます。

なお、国庫補助金856万7,000円につきましては、3ページの補正内容等に充当先を記載させていただきますいておりますが、本年2月補正で新規予算措置いたしました学校及び図書館図書等整備費に係る一般財源と振りかえさせていただくものでございます。

16款1項2目1節の利子及び配当金は9万8,000円の追加で、財政調整基金を利息のつかない決済用預金から利息が発生する定期性預金に預けがえしたことにより発生した利子でございます。これは、平成17年4月から全面解禁されましたペイオフの関係で、財政調整基金をこれまで利子につかない決済用の預金に預けておりましたが、金融商品保護対策として定

期性の予算に預けがえをする手続を行いまして、3カ月定期、昨年10月7日より本年1月7日までの3カ月定期預金利子として3万6,790円を受け入れたものでございます。

20款4項4目15節の保険金受入金は1万円の追加で、リサイクル分別奉仕作業中の負傷事故に対する全国市長会通院補償保険金を受け入れたものでございます。

同16節の雑入は、市町村振興協会から交付されるオータムジャンボ配分金額の確定により16万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、21款1項1目1節の清掃債と、同3目1節の観光施設整備事業債につきましては、地方債の補正でご説明申し上げましたとおり、清掃債は清掃センターのペットボトル圧縮機更新事業費の確定に伴う起債対象事業費の確定により100万円を減額するものでございます。

同3目1節の観光施設整備事業債は、旧澤村邸整備に係る起債対象事業費の確定に伴い160万円を減額するものでございます。

続きまして税務課関係でございますが、1款2項1目1節の固定資産税・現年課税分は、償却資産法人調査等による調定増、同4項1目1節の市たばこ税・現年課税分は、昨年10月の税率引き上げ等による影響で1,000万円の減額でございます。

続きまして市民課関係でございますが、13款2項1目2節の戸籍住民基本台帳手数料は80万円の追加で、戸籍謄抄本交付手数料の増によるもの、15款2項1目2節の県費・地域防災対策費補助金は32万4,000円の減額で、3ページの補正内容等に記載のとおり事業費の確定により減額するものでございます。

続きまして福祉事務所関係でございますが、14款1項1目1節の国庫・社会福祉費負担金は738万7,000円の減額で、受給者の減により特別障害者手当等が123万7,000円の減、4ページ、5ページをご覧くださいまして、身体障害者補装具費が35万円の追加、自立支援医療費で650万円の減額となっております。

同10節の国庫・生活保護費等負担金は1,087万円の追加で被保護者の増加によるものでございます。

14款2項1目1節の国庫・社会福祉費補助金は15万円の減額で、地域生活支援事業の日中一時支援事業費の減に伴うものでございます。

15款1項1目1節の県費・社会福祉費付近は307万5,000円の減で、内訳は補装具費で17万5,000円の増、在宅身体障害者の自立支援医療費で325万円の減額となっております。

同9節の県費・生活保護費負担金は320万4,000円の追加で、これは帰来先のない被保護者

の保護費増によるもの、15款2項2目1節の県費・社会福祉費補助金は303万円の減額でございます。また、重度心身障害者医療費助成金の減が主な内容でございます。

17款1項3目1節社会福祉費寄附金の20万円は、社会福祉法人三信福祉協会からの寄附金を追加するもの、20款4項3目1節の民生費過年度収入は79万円の追加で、平成21年度分の生活保護費国庫負担金と県費負担金の精算金を受け入れるものでございます。

20款4項4目3節の保護費返還金は250万7,000円の追加で、補正内容等に記載のとおり、現年度分で150万7,000円、滞納繰り越し分が100万円となっております。

同10節の同級他団体受入金は76万9,000円の減額となりますが、これは、賀茂地区障害者計画を共同で作成するに当たり入札差金が生じたことから、賀茂郡各町からの負担金受入金を減額するものでございます。

続きまして、健康増進課関係でございますが、15款1項1目10節の県費・保険基盤安定負担金は、後期高齢者医療分の保険基盤安定負担金で61万4,000円の減、同2項3目1節の県費・保健衛生費補助金は、妊婦健康診査支援事業の受診者の減により90万3,000円の減となるものでございます。

続きまして、環境対策課関係でございますが、13款2項3目2節の清掃手数料は515万4,000円の減額でございます。また、ごみ減量化等の影響により、ごみ持ち込み手数料で210万円、ごみ収集手数料で305万4,000円のいずれも減額となりました。

6ページ、7ページをご覧いただき、18款1項6目1節の水道事業会計繰入金は21万4,000円の減額で、合併処理浄化槽設置整備事業において、水道水源保護条例による水源保護地区に対する水質保全施策としての上乗せ補助分について予定設置数を下回ったため、水道事業会計からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、産業振興課関係でございますが、12款1項1目2節の農業費分担金は180万9,000円の減額で、これは吉佐美大堰頭首工改良工事費が先送りされたことによる受益者負担金の減、15款2項4目1節の県費・農業費補助金は1,240万8,000円の減額でございますが、これは同じく吉佐美頭首工改良工事に係る農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業補助金の減、同5目1節の県費・商工費補助金35万6,000円の減額は、緊急雇用創出事業4事業の変更による減額33万8,000円が主な内訳でございます。

続きまして、建設関係でございますが、14款2項3目1節の国庫・道路橋梁費補助金10万円の追加は、橋梁長寿命化修繕計画策定に係る補助対象事業費の変更によるものでございます。

17款1項5目1節の住宅費寄附金は161万1,000円の減額で、急傾斜地崩壊対策事業費の変更に伴う地元受益者寄附金の変更減額分、同2節の都市計画費寄附金は300万円の追加で、東京都大田区にお住まいの方からの景観まちづくり基金への寄附金でございます。

続きまして、学校教育関係でございますが、12款2項1目2節の児童福祉費負担金は72万9,000円の追加で、放課後児童クラブ利用者の増による負担金の増、15款2項2目3節の県費・児童福祉費補助金は3万3,000円の追加で、民間保育所で実施している多様な保育推進事業の乳幼児保育事業につきまして対象児童の減により33万9,000円を減額し、一方、保育所緊急整備事業ということで、ひかり保育園建設工事の工事費増に対しまして37万2,000円の追加補助を受け入れるものでございます。

17款1項6目1節の教育費寄附金は3,003万円の増額でございますが、さきの全員協議会でご報告申し上げましたように、市内大浦所在の旧樋村医院の故樋村たみ子様の遺言執行者からの寄附金3,000万円と、駿東郡にお住まいの方からの寄附金3万円を追加するものでございます。

続きまして、選挙管理委員会関係でございますが、14款3項1目3節の国庫・参議院議員選挙委託金は94万円の追加で、これは、昨年7月11日に執行された第22回参議院議員通常選挙事務費確定に伴う増額でございます。

続きまして歳出でございますが、8ページ、9ページをご覧いただきまして、企画財政課関係でございますが、2款1項15目0380事業の財政調整基金は9万8,000円の追加で、これは歳入でご説明申し上げましたように、財政調整基金積立金を決済用預金から定期性預金に預けかえたことにより発生した利子につきまして、財政調整基金に積み立てるものでございます。

2款9項1目0910事業の電算処理総務事業は210万9,000円の減で、補正内容等に記載のとおり、電算システム保守委託で26万7,000円、軽自動車税システム改修作業委託で128万1,000円、住民税システム改修作業委託で26万2,000円、回線使用料で7万2,000円、電算システム使用料で22万7,000円と、いずれも見積もり等の差金などによる減額でございます。

同じく、0921事業の行政情報化推進事業24万2,000円の減も見積もり等の差金などによる減額で、内訳はL G W A Nシステム保守点検料で8万1,000円、公的個人認証用パソコン購入で16万1,000円の減額となっております。

12款1項1目一般会計予備費5,710万5,000円の追加は、今回の補正に伴う歳入歳出予算額の調整額でございます。

続きまして、総務課関係では、2款1項1目0100事業、総務関係人件費は266万3,000円の減で退職手当負担金の不用額。

同5目0210事業、財産管理事務は100万円の追加でございます、今議会に上程した議第3号に関連する和解金の平成22年度分の支払金でございます。

同6目の0142事業、庁舎管理事業は154万円の減でございます、昨年12月議会で公用車駐車場用地購入費として1,540万円を補正措置させていただきましたが、契約差金の154万円を減額するものでございます。

同0220事業、施設管理事業の80万円の減額は、公共施設管理事業に係る臨時雇賃金の不用額でございます。

続きまして、税務課関係でございますが、2款2項1目0450事業、税務総務事務は14万8,000円の減で、車両購入関係経費の不用額、同2目の0470事業、市民税課税事務は298万4,000円の減額で、補正内容等に記載のとおり、電算処理アウトソーシングの48万5,000円の減は業務完了による不用額、住民税データ入力業務委託の64万円の減は、業務委託せずに職員が直接処理したことにより減額するもの、国税連携環境構築委託の132万3,000円の減額は業務完了によるもの、また、住民税e L T A X支援サービス利用料53万6,000円の減額は契約金額の確定による精算でございます。

続きまして、市民課関係でございますが、2款8項1目0860事業、地域防災対策総務事務は65万5,000円の減で、内訳は補正内容等に記載のとおり、アルファ米、保存水などの災害用備蓄品や医療資機材購入費用等の確定による不用額、8款1項1目の5800事業、下田地区消防組合負担事務は733万8,000円の減額で、組合負担金通常分の確定による不用額でございます。

8款1項2目の5810事業、消防団活動推進事業は47万8,000円の減で、内訳は、活動服一式買い替え費用の確定により39万9,000円の減、また、消火用ホース購入費確定に係る不用額で7万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、福祉事務所関係でございますが、3款1項2目1051事業、特別障害者手当等支給事務は165万円の減額で、支給対象者の減によるもの、同1052事業の在宅身体障害者（児）援護事業は1,830万円の大幅な減額となりましたが、これは支援対象者のうち生活保護者が見込みより少なく、また肝機能疾患による対象者を5人見込んでおりましたが申請がなかったこと等によるものでございます。

同1053事業、地域生活支援事業は3万6,000円の事業で、日中一時支援事業委託が30万円

の減、また、南伊豆地域生活支援センター「ふれあい」への国・県補助金が減額されたことに伴い、下田・賀茂地区の市町の負担金を負担割合に応じて増額するものでございます。

同1054事業の身体障害者福祉推進事務は10万2,000円の追加で、「さしだ希望の里」の経費増加に対して4万2,000円を追加負担するもの、また、障害者自立支援法施行に伴う事務処理の安定化支援のために、御殿場市に所在の知的障害者更生施設「エイブル富岳」に対し6万円を助成するものでございます。

同1061事業の障害認定調査等事務は1万3,000円の追加で、障害認定調査等事務に係る平成21年度分の精算によるものでございます。

お手数ですが、10ページ、11ページをお開きいただき、3款1項2目の1071事業、障害者計画策定推進事業は100万3,000円の減で、計画策定業務委託の入札差金、3款1項4目の1110事業、精神障害者援護事業2万2,000円の追加は、南伊豆町にある精神障害者共同作業所「あしたば作業所」の利用者変更による負担金増、同5目の1120事業、障害福祉サービス事業は20万1,000円の減額で、障害福祉サービスシステム使用料の契約差金でございます。

同6目の1150事業、ほのぼの福祉基金は20万円の追加で、歳入でご説明申し上げました社会福祉法人三信福祉協会からの寄附金をほのぼの福祉基金に積み立てるものでございます。

なお、平成22年度末におけるほのぼの福祉基金の現在高は3,839万5,000円と見込んでおります。

3款2項1目の1201事業、老人福祉施設入所措置事業は37万8,000円の追加で、老人ホームへの途中入所者1名増と、障害者加算を4月に遡及して負担するものでございます。

3款4項1目の1751事業、生活保護費支給事業は1,600万円の追加でございまして、被保護世帯と被保護者が大幅に伸びていることによるものでございます。

同1752事業の生活保護適正化実施推進事業は15万3,000円の追加で、平成21年度セーフティネット生活保護適正化事業に係る国庫補助金の精算金でございます。

同2目1760事業の生活支援事業も平成21年度セーフティネット住宅手当緊急特別措置事業に係る精算金で135万9,000円を国庫に返還するものでございます。

続きまして、健康増進課関係でございますが、3款2項6目の1410事業、指定介護予防支援事業は49万5,000円の追加で、介護予防サービス計画原案作成業務委託料の増、同7項1目の1901事業、国民健康保険会計繰出金は2,102万9,000円の追加でございまして、出産育児一時金に係る一般会計負担分で133万3,000円、保険税軽減税率の改正による財政安定化事業の保険税負担能力分として1,969万6,000円を繰り出すものでございます。

同 8 項 1 目の1950事業、介護保険会計繰出金は事務費分で40万円追加するものの、介護給付費の減額により484万2,000円が減額となりまして、差し引き444万2,000円を減額するものでございます。

同 9 項 1 目の1965事業、後期高齢者医療会計繰出金は82万円の減額で、保険料軽減分と被扶養者軽減分の変更によるものでございます。

4 款 1 項 3 目の2040事業、母子保健相談指導事業は295万円の減額でございまして、内訳は妊婦健診委託人数が見込みより30人減少したことにより273万6,000円の減、また、乳児健診委託で、4カ月児、10カ月児ともに見込みより20人少なかったことにより21万4,000円を減額するものでございます。

同 5 目の2080事業、共立湊病院組合負担事務は2,042万7,000円の追加でございまして、病院事業に係る交付税算入分の確定によるものでございます。

同 2 項 2 目の2220事業、老人保健会計繰出金は175万6,000円の増額でございまして、老人保健特別会計の廃止に伴う繰出金見込み額217万7,000円と現計予算額42万1,000円との差額を追加するものでございます。

続きまして、環境対策課関係でございますが、4 款 3 項 2 目の2260事業、ごみ処理手数料事務は226万円の減で、内訳は指定ごみ袋の印刷製本費で197万5,000円の減、また、指定ごみ袋販売事務委託料についても、販売枚数の減により28万5,000円減額するものでございます。

同 3 目の2281事業、ごみ収集車両管理事業は135万2,000円の減で、小型ホイールローダ車両購入の入札差金、同 4 目の2300事業、焼却場管理事務は409万2,000円の減額でございまして、内訳につきまして、光熱水費は電気料で279万円の減となり、一方、水道料で92万円増となり、差し引き187万円の減、消石灰や重金属固定剤などの薬品代で125万5,000円の減、ごみ焼却設備清掃業務委託料は、入札差金により96万7,000円を減額するものでございます。

同 6 目の2380事業、環境対策事務は61万7,000円の減額で、水質検査委託の入札差金による減、同2384事業の浄化槽設置整備事業は21万4,000円の減額で、水道水源上乘せ分に係る浄化槽設置基数が見込みに満たなかったことによる減、同 7 目の2400事業、南豆衛生プラント組合負担事務は17万6,000の減で、負担金の確定による精算分、4 款 4 項 1 目の2410事業、水道事業会計繰出金の12万1,000円の減は、非常用給水タンク等購入費の確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをご覧いただき、産業振興課関係でございますが、5 款

1 項 5 目の3201事業、市営農業施設改良事業は、吉佐美大堰頭首工改良事業に係る費目でございます。1,902万2,000円の減額となります。13ページの補正内容等に記載のとおりの内訳となっておりますが、減額の主な内容は、本年度はその事業の先送りによりまして、設計、測量、土質調査業務が主体となり、その入札等の差金が、設計業務委託で29万5,000円、測量業務委託で61万4,000円、土質調査委託で5万6,000円といずれも減額、吉佐美頭首工改良工事費は1,733万円の減額となるものでございます。

5 款 2 項 2 目の3400事業、市営分収林事業は55万5,000円の減額でございます。分収林の下刈り、芽かきの業務委託を予定しておりましたが、人材育成事業で実施したため不用額となったものでございます。

5 款 4 項 3 目の3801事業、白浜漁港（板戸地区）水産基盤整備事業の118万2,000円の減額は、農山漁村地域整備計画策定業務委託の見積もり差金で106万8,000円、機器等借上料は新規借上げが必要でなくなったことによる不用額でございます。

6 款 1 項 3 目の4100事業、消費者行政事務は1万8,000円の減で、各種会議出席者負担金の不用額、同4目の4130事業、勤労者対策事業は6万円の追加で、教育資金利子補給補助金の所要額を追加するものでございます。

続きまして、観光交流課関係でございますが、6 款 2 項 2 目の4250事業、観光振興総務事務は280万2,000円の減額でございます。9月補正による下田市観光協会補助金の宿泊客プレゼント事業、水仙まつり誘客推進事業に係る実績による不用額でございます。

同3目の4350事業、観光施設管理総務事務は2万6,000円の減額で、緊急雇用による観光施設美化業務委託の完了による不用額でございます。

続きまして、建設課関係でございますが、7 款 1 項 1 目の4500事業、土木総務事務は22万8,000円の減額で、内訳は緊急雇用事業のクリーンアップ作戦業務委託の完了により15万8,000円の減、プリンター購入差金で7万円の減となりました。

7 款 4 項 1 目の5100事業、港湾総務事務は、静岡県港湾振興会負担金につきまして、特別会費の事業費割負担率の変更により10万円の減、同5101事業、県営港湾事業負担事務は、事業費の確定に伴い7万円の減、同5項2目の5180事業、伊豆縦貫道建設促進事業は10万4,000円の減額で、下田市都市計画原案策定業務委託入札差金によるもの、同3目の5200事業、県営街路事業負担事務は357万円の減額で事業費の変更によるもの、同4目の5250事業、都市公園維持管理事業は23万8,000円の減額で、緊急雇用のクリーンアップ作戦業務委託費精算により12万9,000円の不用額、また、中村中央公園、中村東公園トイレの下水道接続工

事精算により10万9,000円の不用額となっております。

同7目の5465事業、景観まちづくり基金は30万円の追加で、東京都大田区在住の方からの寄附金を景観まちづくり基金に積み立てるものでございます。

なお、平成22年度末における景観まちづくり基金の現在高は153万2,000円と見込んでおります。

7款7項3目の5630事業、急傾斜地対策事業は206万1,000円の減額でございまして、県事業による施工4地区の事業費の変更によるものでございます。

続きまして、学校教育課関係でございしますが、3款3項3目の1550事業、公立保育所管理運営事業は53万2,000円の減額で、感染症による欠席者の増や土曜保育利用者の減少により、賄材料費で50万円の不用額、また、遊具点検業務委託の不用額で3万2,000円の減となっております。

同4目の1600、事業民間保育所事業は11万8,000円の減額でございまして、歳入でご説明申し上げましたとおり、対象児童の減により、多様な保育推進事業の乳幼児保育事業に対する補助金を67万6,000円減額し、一方、民間保育所施設整備費補助金ということで、ひかり保育園建設工事の本体工事費増額のため55万8,000円を追加補助するものでございます。

同5目の1650事業、地域保育所管理運営事業は3万4,000円の減で、遊具点検業務委託の不用額でございます。

9款1項1目の6000事業、教育委員会事務は9万1,000円の減で普通旅費の不用額、同2万の6010事業、教育委員会事務局総務事務は18万7,000円の減額で、内訳は補正内容等に記載のとおり、特殊建築物定期調査業務委託が8万円の減、学校教育施設美化事業委託が2万5,000円の減、小・中学校児童・生徒対外派遣費補助金が8万2,000円の減で、いずれも不用額でございます。

14ページ、15ページをご覧いただき、9款1項5目の6040事業、教育振興基金は3,003万円の追加でございまして、歳入でご説明申し上げましたように、故樋村たみ子様遺言執行者からの寄附金3,000万円と、市外在住の篤志家からの寄附金3万円を教育振興基金に積み立てるものでございます。

なお、平成22年度末における教育振興基金の現在高は4,250万3,000円と見込んでおります。

9款2項1目の6050事業、小学校管理事業は22万7,000円の減額で、教職員健康診断委託が24万7,000円の不用額、児童健康診査委託が7万9,000円の不用額、一方、浜崎小学校の枯れ松伐採撤去業務委託で9万9,000円を追加するものでございます。

9款2項2目の6091事業、児童援護事業は29万5,000円の減で、内訳は補正内容等に記載のとおりでございます。

9款3項1目の6150事業、中学校管理事業は25万円の減で、教職員の健康診断委託の不用額でございます。

続きまして、生涯学習課関係でございますが、9款5項6目の6602事業、図書館OA化推進事業は、債務負担行為の補正でご説明申し上げましたが、新規システムのリース料と保守料につきまして、契約額の確定により減額するものでございます。

続きまして、選挙管理委員会関係でございますが、2款4項3目の0577事業、参議院議員選挙事務は79万7,000円の減で、主なものは時間外手当や事務従事者手当等事務費の不用額でございます。内訳は補正内容等に記載のとおりでございます。

以上、大変雑駁ございましたが、議第6号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第7号)の説明を終わらせていただきます。

議長(増田 清君) ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時0分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

平成22年度補正予算について、企画財政課長の議案説明を続けます。

企画財政課長。

企画財政課長(糸賀秀穂君) それでは、議第7号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の57ページをお開き願います。

平成22年度下田市の公共用地取得特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,451万7,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、58ページ、59ページ記載の「第1表 歳入歳出予算補正」とおりでございますが、主な内容につきまして、説明資料にて説明をさせていただきますので、お手数ですが、補正予算の概要の16ページ、17

ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、1款1項2目1節の利子及び配当金は3万7,000円の追加でございます。これは、さきにご説明申し上げました一般会計補正予算の歳入に係る財政調整基金積立金利子と同様、土地開発基金積立金につきまして、利息のつかない決済用預金から利息が発生する定期性預金に預けがえしたことにより発生した利子で、昨年10月7日より本年1月7日までの3カ月定期預金利子として3万6,790円を受け入れたものでございます。

続きまして歳出でございますが、2款1項1目の8210事業、土地開発基金繰出金は3万7,000円の追加でございます。歳入でご説明申し上げました土地開発基金利子を土地開発基金に積み立てるものでございます。

以上、大変雑駁で恐縮ですが、議第7号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第8号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の69ページをお開き願います。

平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,976万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,466万3,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、70ページ、71ページ記載の「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございますが、主な内容につきましては説明資料にて説明をさせていただきますので、お手数ですが、補正予算の概要の18ページから21ページまでをご覧ください。

まず18ページからの歳入でございますが、1款の国民健康保険税は、これまでの実績に基づき、調定額や収納率を見込んで算定したものでございまして、1款1項1目1節の一般被保険者国民健康保険税医療給付費分現年課税分は580万円の追加、同2節の後期高齢者支援分現年課税分は120万円の減、同3節の介護納付金分現年課税分も330万円の減、同4節の一般被保険者国民健康保険税医療給付費分滞納繰越分も500万円の減、同5節の後期高齢者支援金分滞納繰越分は180万円の増、同6節の介護納付金分滞納繰越分は80万円の減となっております。

1 款 2 項 1 目 1 節の退職被保険者等国民健康保険税医療給付費分現年課税分は850万円の追加、同 2 節の後期高齢者支援金分現年課税分の240万円の増、同 3 節介護納付金分現年課税分も220万円の増、同 4 節医療給付費分滞納繰越分も120万円の増、同 5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分も31万円の増、同 6 節介護納付金分滞納繰越分も29万円の増となっております。

3 款 1 項 3 目 1 節の国庫・特定健康診査等負担金は19万3,000円の追加でございます、受診人数が変更となり、また、1人当たりの健康診査単価が引き上げられ、さらに事務費が算入されたことで、これまでの単価2,880円が4,468円に見直されたことが主な要因でございます。

3 款 2 項 1 目 国庫・特別調整交付金の231万7,000円の追加は、レセプト電子化に対応するためのシステム改修費用として、静岡県国保連合会のシステム最適化事業に対する間接交付金で、同額をそのまま歳出に計上するものでございます。

同 3 目 1 節の国庫・出産育児一時金補助金は、35件で見込んだ件数を 5 件増の40件に変更し、国庫補助の上乗せ分として4万円の2分の1、1件2万円の5件分で10万円を追加するものでございます。

4 款 1 項 1 目 1 節の県費・療養給付費交付金・現年度分は500万円の減額で、実績による見込み減によるもの、6 款 2 項 2 目 1 節の特定健康診査等負担金は34万2,000円の追加で、特定健康診査費用の3分の1を県が負担するものでございまして、補正内容等に記載のとおり、国の単価改定等に伴い19万3,000円の増、また、平成21年度負担金精算額として14万9,000円を受け入れるものでございます。

続きまして、7 款 1 項 2 目 1 節の保険財政共同安定化事業交付金・現年度分でございますが、この保険財政共同安定化事業は、国保財政の安定化に資するため、高額な医療費に関し、相互支援を目的として都道府県単位で組織する互助事業でございまして、見込みにより900万円を減額するものでございます。

9 款 1 項 1 目 3 節の出産育児一時金繰入金は133万3,000円の追加で、補助対象事業費から国庫補助金を除いた金額の3分の2を一般会計から繰り入れるものでございます。

同 4 節の財政安定化事業繰入金は、保険税軽減割合を6割・4割から7・5・2割に改めたことにより、一般分の軽減世帯割合が財政安定化事業繰り入れ基準の40%を超え46%となったことから、ルール分の1,969万6,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。

9 款 2 項 1 目 1 節の国民健康保険基金繰入金は2,000万円の追加でございます、今回の

補正に伴う不足財源を国民健康保険診療報酬支払準備基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをご覧いただき、11款3項1目14節の特定健康診査等受託料は241万5,000円の減額で、特定健康診査の受診者数が、見込みと比較して大幅に減員となったことによるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、1款1項2目の8310事業、国民健康保険連合会負担事務は231万7,000円の追加で、歳入でご説明申し上げましたように、レセプト電子化に対応するためのシステム改修費用として受け入れる国庫補助金を、そのまま静岡県国保連合会システム最適化事業負担金として支出するものでございます。

2款1項1目の8350事業、一般被保険者療養給付費事務は2,600万円の大幅な追加でございまして、療養給付費の伸びを見込んだもの、同2目の8355事業、一般被保険者療養費支給事務は、療養費年間見込み増により負担金を70万円追加し、2款2項1目の8360事業、退職被保険者等療養費給付事業は1,450万円の増で、療養給付費の年間見込みによるもの、同2目の8365事業、退職被保険者等療養費支給事務も、療養給付費年間見込みにより20万円を追加するものでございます。

2款5項1目の8390事業、一般被保険者高額療養費支給事務は、高額療養費年間見込みにより1,400万円の増、2款6項1目の8395事業、退職被保険者等高額療養費支給事務は200万円の追加で、やはり高額療養費年間見込みによるもの、2款7項1目の4810事業、出産育児一時金支給事業は、支給対象件数の増加により210万円を増額するものでございます。

8款1項1目の8480事業、特定健康診査・保健指導事業は996万7,000円の減額でございまして、健康診査の実績により、特定健診データ管理等業務手数料で40万円の減、また、健康診査委託料で、受診者の減により956万7,000円の減額となっております。

12款1項1目国民健康保険予備費は1,208万4,000円の減額で、今回の補正予算に係る歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁で恐縮ですが、議第8号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第9号 平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の89ページをお開き願います。

平成22年度下田市の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによると、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算

の総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ529万9,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、90ページ、91ページ記載の「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございますが、主な内容につきましては説明資料にて説明をさせていただきますので、お手数ですが、補正予算の概要の22ページ、23ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、1款1項1目1節の基金医療費交付金・現年度分は204万9,000円の減、2款1項1目1節の国庫・国庫負担金・現年度分も136万6,000円の減、3款1項1目1節の県費・県負担金・現年度分も34万1,000円の減額でございます。現年度分の精算は翌年度の精算交付の見込みとなるため、いずれも科目存置という形に減額措置をとらせていただくものでございます。

4款1項1目1節の一般会計繰入金は175万6,000円の追加でございます。先ほどの基金交付金、国庫及び県費負担金の減額分につきましては、一般会計で財源補てんさせていただくために繰り入れるものでございます。

なお、老人保健特別会計は、平成22年度をもちまして廃止となることから、一般会計からの繰り入れ額は収支不足分と一致させるように調整し、平成22年度予算の形式収支はゼロで決算することとしております。

6款3項3目1節の雑入は50万円の減額でございます。老人保健診療報酬に係る静岡県社会保険診療報酬支払基金からの返還金でございます。

続きまして、歳出でございますが、1款1項1目の8600事業、老人保健医療給付事務は250万円の減額でございます。内訳は、補正内容等に記載のとおり、老人保健診療報酬に係る静岡県国民健康保険団体連合会負担金が200万円の減、静岡県社会保険診療報酬支払基金負担金で50万円を減額するものでございます。

以上、大変雑駁で恐縮ですが、議第9号 平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第10号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の101ページをお開き願います。

平成22年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによると

ということで、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,867万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,444万8,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、102ページ、103ページ記載の「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございますが、主な内容につきましては説明資料にて説明をさせていただきますので、お手数ですが補正予算の概要の24ページ、25ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、3款1項1目1節の国庫・介護給付費負担金・現年度分は684万7,000円の減額で、居宅等に係る介護給付費負担金で414万7,000円の減、また、施設等に係る介護給付費負担金を270万円減額するものでございます。

3款2項1目1節の国庫・調整交付金・現年度分は234万9,000円の減額で、居宅等に係る調整交付金が125万8,000円の減、また、施設等に係る調整交付金が109万1,000円の減額となっております。

4款1項1目1節の基金・介護給付費交付金・現年度分は1,162万1,000円の減額でございます。居宅等に係る介護給付費交付金で622万1,000円の減、施設等に係る介護給付費交付金で540万円の減額でございます。

5款1項1目1節の県費・介護給付費負担金・現年度分は574万2,000円の減額でございます。居宅等に係る介護給付費負担金で259万2,000円の減、施設等に係る介護給付費負担金で315万円の減額でございます。

8款1項1目1節の介護給付費繰入金・現年度分は484万2,000円の減額でございます。居宅等に係る繰入金が259万2,000円の減、施設等に係る繰入金が225万円の減額となっております。

同4目2節の事務費等繰入金は40万円の追加でございます。

26ページ、27ページをご覧いただき、8款2項1目1節の介護給付費準備基金繰入金は733万4,000円の減額でございます。基金の充当を予定しておりました居宅等に係るサービス分で392万5,000円の減、施設等に係るサービス分で340万9,000円の減額となっております。

同2目2節のその他経費繰入金は34万3,000円の減額でございます。各種介護保険制度や情報周知のための介護保険制度周知用パンフレット作成経費の減額に伴い、基金繰入金を減額するものでございます。

続きまして歳出でございますが、1款1項1目の9200事業、介護保険総務事務は34万3,000円の減額でございますが、ただいま歳入でご説明申し上げました介護保険制度周知用パンフレット作成の印刷製本費を減額するものでございます。

1款3項2目の9207事業、認定調査等事務は40万円の追加でございますが、主治医等意見書作成委託料の減、2款1項1目の9215事業、居宅介護サービス給付事務の910万円と、同3目の9219事業、地域密着型介護サービス給付事務421万4,000円は、決算見込み額による追加、同5目9223事業の施設介護サービス給付事務は1,800万円の減額で、主な要因は介護保険施設増床分の稼働開始時期が遅れたことによるものでございます。

同8目の9229事業、居宅介護住宅改修費給付事業は、決算見込みにより80万円の減、同9目の9231事業、居宅介護サービス計画給付事務は510万9,000円の追加で、対象件数の増によるもの、2款2項1目の9245事業、介護予防サービス給付事務は、介護度の進行を予防するためのサービス給付費で、決算見込みによる減、同5目の介護予防福祉用具購入費給付事務は40万円の追加で、申請件数の増、2款3項1目の9270事業、審査支払手数料支払事務は審査件数の減により35万円の減額となるものでございます。

2款4項1目の9275事業、高額介護サービス給付事務は430万円の減額で、決算見込みによるもの、2款6項1目の9285事業、特定入所者介護サービス給付事務は、居宅介護費、施設介護費について、低所得者の負担軽減を図るための費目で1,850万9,000円の減額となるものでございます。

以上、大変雑駁で恐縮ですが、議第10号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第11号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の117ページをお開き願います。

平成22年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ489万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,326万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、118ページ、119ページ記載の「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございますが、主な内容につきましては

説明資料にて説明をさせていただきますので、お手数ですが、補正予算の概要の28ページ、29ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、1款1項1目1節の後期高齢者医療保険料・特別徴収保険料・現年度分は294万7,000円の減で、特別徴収から普通徴収への変更等の要因によるもの、同2目1節の普通徴収保険料・現年度分は846万5,000円の追加で、特別徴収から普通徴収への変更分と、年齢到達による賦課対象者の増が主な要因でございます。

同2節の普通徴収保険料滞納繰越分は20万円の増で、調定額200万2,000円に収納率80%を乗じ、当初予算額140万円から20万円増の160万円と見込んだものでございます。

3款1項2目1節の保険基盤安定繰入金は82万円の減額でございます。内訳は、保険料軽減分が64万9,000円、被扶養者軽減分で17万1,000円の減額でございます。

続きまして歳出でございますが、2款1項1目の8750事業、後期高齢者医療広域連合納付金は489万8,000円の追加でございます。内訳は、特別徴収保険料で294万7,000円の減、一方、普通徴収保険料が現年度分で846万5,000円、滞納繰越分で20万円、合計866万5,000円を追加し、また、保険基盤安定負担金は82万円の減額で、内訳は保険料軽減分で64万9,000円、被扶養者軽減分で17万1,000円と、いずれも減額となるものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第11号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第12号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の129ページをお開き願います。

平成22年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,089万4,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、131ページ、132ページ記載の「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございますが、主な内容につきましては、説明資料にて説明をさせていただきますので、お手数ですが、補正予算の概要の30ページ、31ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、1款1項1目1節の下水道事業負担金は100万円の追加ござ

いまして、これは、柿崎地内、上の山に所在する東京都荒川区立下田臨海学園が下水道接続整備を進めるに当たり、荒川区から受益者負担金について賦課徴収の要望があったため、年度内処理を行うものでございます。

2款1項1目1節の下水道使用料は400万円の減額で、実績推計により、対当初予算比較において約2.6%を減額するものでございます。

続きまして歳出でございますが、2款1項1目の8830事業、下水道幹線管渠築造事業は400万円の減額でございます。公共下水道事業全体計画見直し業務委託の入札差金496万円のうち、変更分として96万円を留保し、残額の400万円を減額するものでございます。

4款1項1目の下水道予備費は100万円の追加で、歳入歳出調整額でございます。

大変雑駁でございましたが、これをもちまして、議第12号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、議第6号から議第12号までの7件の補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計補正予算書のご用意をお願いいたします。

議第13号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

補正第4号の主な内容でございますが、収益的収入及び支出におきまして、収入で、観光の低迷、人口の減少、生活防衛意識の高まり等による給水収益の減額と、支出で送・配水量の減に伴う動力費、薬品費の減額が主なものでございます。

1ページをお開きください。

まず第1条でございますが、平成22年度下田市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は業務の予定量でございます。平成22年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第2号年間総配水量516万1,000立方メートルを506万7,000立方メートルに、第3号1日平均配水量1万4,140立方メートルを1万3,882立方メートルに改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、収入で、第1款（水道事業収益）を1,612万1,000円減額し7億6,640万円とす

るものでございます。

内訳といたしまして、第1項（営業収益）を1,600万円減額し7億6,106万4,000円とし、第2項（営業外収益）を12万1,000円減額し533万5,000円とするものでございます。

支出で、第1款（水道事業費用）を1,465万8,000円減額し6億6,438万1,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、第1項（営業費用）を1,457万8,000円減額し5億2,667万8,000円とし、第2項（営業外費用）を8万円減額し1億2,870万3,000円とするものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

平成22年度下田市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出、収入、1款（水道事業収益）7億8,252万1,000円を1,612万1,000円減額し7億6,640万円とするものでございます。

内訳といたしまして、1項（営業収益）1,600万円の減額は、先ほど申し上げましたように、観光の低迷、人口の減少、生活防衛意識の高まり等による給水収益の減額が見込まれ補正するもので、内容といたしまして、1目（給水収益）を同額、減額するものでございます。

2項（営業外収益）12万1,000円の減額は、給水パック、給水タンク等の購入に対する県補助金の確定に伴い補正するもので、内容といたしまして、2目（他会計繰入金）地域総合防災事業補助金を同額減額するものでございます。

支出といたしまして、1款（水道事業費用）6億7,903万9,000円を1,465万8,000円減額し、6億6,438万1,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、1項（営業費用）1,457万8,000円の減額は、主に送・配水量の減によるもので、内容といたしまして、1目（原水及び浄水費）971万4,000円の減額は、送水量の減に伴い、動力費、薬品費を減額するもの、2目（配水及び給水費）450万円の減額は、配水量の減に伴い、動力費を減額するものでございます。

4目（業務費）36万4,000円の減額は、給水パック、給水タンク等の購入差金を減額するものでございます。

2項（営業外費用）8万円の減額は、営業収益と営業費用の差額に対する、消費税及び地方消費税を8万円減額するものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

平成22年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受入資金は1,492万1,000円減額し11億4,134万3,000円に、支払資金は1,457万8,000円減額し9億6,317万4,000円となり、この結果、年度末における資金残高は1億7,816万9,000円を予定するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

平成22年度下田市水道事業会計予定貸借対照表でございます。

補正第3号の予定貸借対照表に補正第4号の補正予定額を増減したもので、6ページ末尾に記載してありますように、資産合計は64億9,799万1,000円となるものでございます。

7ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は64億9,799万1,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

8ページをお開きください。

平成22年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益7億2,482万4,000円から、2の営業費用5億1,796万1,000円を差し引きますと、営業利益は2億686万3,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益533万円から4の営業外費用1億1,679万6,000円を差し引きますと、マイナス1億1,146万6,000円となり、この結果、経常利益は9,539万7,000円で、これに、5の特別利益1,000円を加え、6の特別損益500万円と7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益は8,639万8,000円を予定するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第13号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 議第6号から議第13号までについて当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第6号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第7号）に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 補正予算の概要のほうのページ数でお尋ねをしたいと思います。

8ページの福祉事務所の件であります。在宅身体障害者（児）、あるいは特別障害者の医療費等が大分削減がされていると。対象者が減って医療が減ったのだとこういう説明であります。実態につきましてもう少し詳しくお尋ねをしたいと思います。

それから、10ページの共立湊病院組合の事務費が約2,042万2,000円の増額になっておりま

す。これは恐らく交付税の算定基礎が、1ベッド当たり60万等が70万になるとか、そういう事情かと思いますが、この点につきましても内容をもう少し明らかにしていただきたいと思えます。どういうわけで2,000万からの増額になるのかということでございます。

当然、増額されたものは支出がされるということになるかと思いますが、これらの支出がどのような仕組みになるのかあわせてお尋ねをいたしたいと思えます。

それから、12ページの観光振興総務事務が280万ほど減額になっているわけでありまして。観光立市のこの下田市にとって、この予算が、補助金ではありますけれども減額されるということはどういう事情があったのかということでございます。

以上、お尋ねいたします。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 福祉関係の医療費の減のお話です。

自立支援医療費が1,300万、大幅な減額になっております。予算額が2,000万ですから、実質700万です。当初の見込みが、生活保護者の透析を2名見込んでおりました。それと、一般の透析を2名。それと、今年度から新たに助成対象になりました肝機能障害5名を見込みました。

それで、生活保護者の透析は10割負担でございますので大体50万円。月50万円。1人600万円の計算です。それで、その他の透析患者はその3割。それから、所得に応じた負担金を差し引きます。ですから、180万ちょっと欠けるぐらいの計算ですね。

それと、肝機能障害につきまして、新しい助成対象ですもので、1人月10万円の見込みをしました。そうしたところ、生活保護者が1名しかいなかった。昨年は2名いたのですけれども今年になって1名。それで、一般の人も転出して1名になってしまったということで、新たな肝機能障害の方は1人も申請がなかったということです。ですから、今年度の見込みが700万円で残りが1,300万円の不用の額ということです。

特に、生活保護者につきましては、大体、月に40万から50万が実質的には必要でしたもので、1名いなくなると、もう、ここで600万からの減額になります。そういう理由でこういう減額になりました。

以上です。

それともう一点、重度心身障害者医療ですね。これは対象者が増えております。ですけれども、1件当たりの医療単価が、どういうわけか下がっておりますもので600万円の減額となっております。これは特に理由がないと思えます。

以上です。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 2点目の質問の件ですけれども、概要の中の10ページ及び11ページにある共立湊病院組合負担金、これは支出のほうの負担金の説明になっておりまして、それが、今回補正が2,042万7,000円の補正になっております。この理由について知らせていただきたいということの質問の趣旨ですので、それについてのご答弁をいたします。

まず、ここにつきましては、歳入につきましては交付税の中で算入しておりますので、普通交付税と特別交付税の中で、まず歳入のほうは入っております。今回のこの歳出の仕方としましては2,042万7,000円でございますが、まず、元利償還金の分がマイナスの103万1,000円と、病床分が、先ほど病床分、1床当たり60万というお話だったのですが、59万4,000円が、これは70万1,000円という形になっておりましてその増額が反映されております。それと感染症の病床がございますので、それにつきましても、今回、交付税の算定の増額予算になっております。154床ということで、全部で病床数の算定がされております。

それとあとは、特別交付税の中で、小児救急の分と感染症病床の分、こういったものが今回新たに増額要素になりまして、合計で2,042万7,000円なのですが、当初、5,360万7,000円から、下田の分として7,434万円が確定額となりまして、その差額の2,042万7,000円の増額ということで今回補正になっております。これはあくまでも下田の分としてのせてございます。

以上です。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） それでは、観光交流課の観光総務費、下田市観光協会補助金の280万2,000円の減額について概要を説明させていただきます。

これは、9月の補正ということで、特別事業、企画ということで観光活性化の部分で特定の目的でつけていただいたものです。そのため、事業終了に伴って減額ということにさせていただいたわけですが、その理由ということですが、まず1点目が、2つの事業がありまして、宿泊客へのプレゼント事業ということで、まずはイセエビのプレゼント事業という企画。それからもう一点が、今年1月15、16日の黒船電車を使いましたJRさん、伊豆急さんとの共同作業でありましたけれども、水仙まつり誘客推進事業、黒船電車の貸し切りツアー、これ、モニターツアーということでやらせていただきました。この辺についての事業終了ということが精算ということで減額になったわけですが、一応、イセエビのほう

は10月15日から募集を始めまして、宿泊客、観光協会を通して宿泊を申し込んだお客様にイセエビ1キロ、約1キロですね、分をプレゼントするという企画で行いました。

ただ、結果として、300万円の予算をつけていただいたのですけれども、やはりPR不足とかいろいろな事情があったと思うのですけれども、旅館さんとの連携もうまくいかなかった分もありまして、これは非常に反省事項として残るわけですが、10月、11月で、結果として、この先、12月、1月になりますとイセエビの値段の高騰、これ、当然、年末年始、イセエビが、どうしても品不足ということで値段が上がるということ。そういったこともあります。値段の高騰、それから、手に入らなくなるというおそれがあるということで、11月のところで一旦切らせていただくと。そういうことで事業を終了させていただくということで観光協会から相談がありまして、それでは、これは特定の事業に使うという目的で出した補助金ということですので、目標は500セットでありましたが、実態としては77セット。宿泊のお客様としては177人ということで、残念ながら終了させていただくことになったと。そういうわけで、差額の金額、イセエビにつきましては240万7,000円ですね、それを減額させていただくと。

それから、団体臨時列車、黒船電車のほうにつきましては1月15、16。結果として、非常に盛況でありまして、345人という方が黒船電車満席で来ていただきました。ただ、経費につきましては750万という経費をいただきまして、年2回、水仙まつり期間中に催行しようという目標で補助金をつけていただいたわけですが、本格交渉に、JRさん、伊豆急さんと入った中で、なかなか水仙まつりでは2回の集客は難しいだろうというようなお話もありまして、急遽、作戦を変更せざるを得なくなりました。

そういうわけで、この団体臨時列車については1月15、16日の1回ということで、なおかつ、これはいろいろな理由があったと思うのですけれども、やはり、ちょうどこの募集の時期に東北新幹線の新青森駅開業、これが迫っていたということで、JR東日本さんとしても、新青森駅、あちらのほうに相当客をとられるのではないかと心配をされておりました。当然、私どもも心配しておりましたけれども、いろいろな企画をということでいろいろな企画をつけ加えさせていただいて、とにかくおもてなしをしっかりとしようということでいろいろな旅館さんへの補助だとかバスの貸し切り代、そういったものを持たせていただいたということになりまして、かなり経費がかさんだという事実はございます。

そういうわけで、結果として658万5,000円をこの貸し切り電車につけさせていただきました。もちろん、そのうち、今回のこの対象となるもの、やはり対象を絞らなければならない

ということで、大人の休日倶楽部というのをご存じでしょうか。そちらのほうの、要するに、ある程度中高年の方々、水仙まつりということですので花の好きな方々を対象にしようということで、JR東日本の大人の休日倶楽部100万人の会員がいらっしゃるということで、そちらへのチラシを配らせていただいたと。実際、チラシは60万部ということで、その辺の費用が200万円近くかかっております。そういう意味で、PR費用ということで非常な興味を持っていただいたと思います。相当、12月7日に募集開始をしまして、約40分で売り切れたということで、その辺は予想外の反響が非常にあったということで、PR効果が非常にあったのではないかとこのふうには考えております。ただ、やはり金額的にはかなり大きなものを使わせていただいたので、その辺については今後の課題とさせていただきたいなというふうに考えております。

それから、あと、約50万円を使わせていただきまして、1月18日、19日、これはやはり黒船電車が下田まで走っていただくということで、JRの千葉から下田、それから、立川から下田という電車がありまして、それに対する1月18日、19日、JRの船橋駅でのキャンペーン、それから、JR立川駅でのキャンペーンということで2回やらさせていただきました。そういった経費を入れまして、それが51万9,000円になりますということで、今回、合計で710万4,584円を観光協会のほうが補助金を使ったということで、今回、特定の目的で補助をしたということでもありますので、その差額の280万2,000円を減額という形で精算していただいたとそういうことになります。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 詳しくご説明いただきましてありがとうございます。

10ページ、11ページのこの共立湊病院組合の負担事務2,042万7,000円、病院組合のほうに支出をするということになるかと思うわけです。その内容は、病床の問題であるとか感染症、あるいは小児救急の国からの交付税だとかということでございますが、この費用は病院組合のほうでどのように使われるのか。その点について確認をされていればご答弁をいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 内容につきましてでございますが、特に、どのようにこれが使われているかということは、ちょっと私のほうは把握してございません。というのは、23年度の予算として一部事務組合、共立湊病院組合の予算の中で、これが溶け込んだ形で支出

されているというふうには考えていますが、それ、この部分がどこに行っているかというのは、ちょっとそこまでは把握してございません。申しわけありません。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） ぜひチェックをしていただきまして、おわかり次第お知らせをいただきたいと思います。

それから、この件についての、先ほど交付税のご答弁いただいたわけですが、一応、書類、計算式というのですが、書類にしたようなものがあれば後ほどいただきたいと思います。答弁で全部筆記できなかったものですからよろしくお願いします。要望で結構です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） 済みません。1 点目はちょっと聞き漏らしたのですけれども、固定資産税が2,000万円増額になっているというふうな、収入が増額になっているという点を、概要の2 ページですね。固定資産税が現年部分で2,000万円増えていますね。これについての内容をもう一度お知らせください。

2 点目は、生活保護費が収入で1,300万で支出で1,600万ぐらい増えています。これ、今は週刊誌等々全国的に、今、生活保護費ということが話題になっているのですが、そこら辺との兼ね合いも含めて、この実態というのはどうなっているのか、下田市の場合。ここら辺についてお聞かせください。

3 点目は、概要の2 ページにあります旧澤村邸からの160万円ですね、事業債の。これは返還なのかよくわかりませんが。

前回でしたっけ、の議会のときにも澤村邸の修繕費として100万円出しているのですが、そのときの審査の中で、入札差金が約500万ぐらいあったというふうなことも聞いたのですが、トータルで、どういうふうな形で、そのトータルの計算の中で160万円の返還ということになったのか。あのときの審議でたしか、入札差金がもうかなりあったというふうなご答弁、観光課のほうからもいただいておりますが、にもかかわらず、あのときに100万円の修繕費も出してしまして、そこら辺のトータルの中で、これは160万円の、今回の160万円の減額というのはどういうふうな内容なのか、もう一度ご説明をお聞かせください。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） まず、固定資産税の増額についての説明をしたいと思います。

固定資産税には土地とか家屋、それから償却資産と、この3 つがあるのですが、今回の増

額の要因は償却資産というものでございます。平成18年8月7日に通達が、79号ということで通達がありました。それで、その通達には、国税資料の閲覧等の法定化に伴う償却資産の適切な課税の確保についてという、こういう通達でございまして、税務署において国税資料の閲覧が可能になったということですから、それに伴いまして、特に法人の償却資産をしっかりと点検しようということで税務署のほうにずっと調査をしてみいました。今回、その調査の結果519件ほど法人の調査を実施しまして、それに伴いまして、いろいろ提出件数とかうちのほうで調査をしたものについて、全部で2,400万円ぐらいの課税が発見されました。そのうち徴収率等を換算しまして、大体、固定資産税が2,000万円増額するということが今回補正予算として上程させていただいたものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 生活保護の状態でございます。

12月に補正をいたしまして1,000万を補正いたします。そのときに、年度末現在の保護者数を305と見込みました。1月末で303ですもので、それほどの見込み違いはないと思っております。保護費の中には生活費、生活扶助、それと住宅扶助、それと医療扶助、その他ありまして、先ほど挙げた3つで保護費の大体9割を占めております。それで、住宅扶助と生活扶助は基準がございますもので、人数さえ合っておれば、特に見込みは立つわけですけれども、医療扶助の見込みがはっきり言って立ちません。

平成18年から、保護者が増えているのにもかかわらず医療費は下がってありました。ずっと下がってきました。どういう理由かなとは考えたのですけれども、ここに来て、12月の議会頃からこの医療費が上がり始めました。それで、それは何でかということですが、重篤な症状の入院患者が出てしまった。1人は白血病だということですので白血病だそうです。ですから、10割負担ですもので、極端に医療費が増えてしまいました。そういう状況でございます。

県下の状況ですけれども、今、県下で一番保護率が高いのが伊東市。昔は熱海だったのですけれども、熱海、この伊豆半島の伊東、熱海、下田が市ではワースト3位になっています。事務所単位でいきますと浜松市の西区が事務所では入ってくるわけですけれども。それと、静岡の駿河区の福祉事務所がうちと逼迫していると、そういう状況になっております。

今、これからも増えていくのではないかなというふうに思っております。住宅手当をやっている方がおりますけれども、支給していますけれども、今のところ、毎月、月2回面接を

しておりますけれども、どうも自立できる見込みはないような気がします。その人たちが将来、生活保護になってしまうのではないかとするのはすごく危惧しております。

ですから、なるべく早く経済が回復してくれないと、もうどんどん増えて、今、12.1パーセントですから、1,000分率なもので、1,000人に12人は保護者だという、そういう状況になっています。伊東が18人がそうです。伊東は18人、1,000人に18人が保護者だということですので、伊東に比べたらいいのかなという気はいたしますけれども、ですけれども、ワーストスリーということで反省はしております。

以上です。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 市債に関します、この160万円の減額のご質問でございます。

旧澤村邸の整備事業に係る観光施設整備事業債ということで160万円減額させていただいたものでございますが、これにつきましては、契約金額が1,211万7,000円。このうち、起債対象となる金額でございますけれども、工事費で962万3,460円、監督費としまして149万3,940円ということで、契約額1,211万7,000円のうち1,111万7,400円が起債対象事業でございます。当然、伊豆石の調査等もやっているわけですが、これについては起債の対象外ということで除かれております。

さらに、県の補助金が補助率50%ということで、工事費で481万1,730円、監督費で74万6,970円。合計555万8,000円来ておりますので、起債対象事業費からその県の補助金を除いた金額、500万円でございますけれども、これが起債額と。起債の充当率は90%でございます。したがって、500万円が起債額ということで、当初予算計上額が660万円でございますので、500万円との差額160万円を今回減額させていただくものでございます。

なお、工事費の追加等があったというような、そういうお話でございますけれども、この変更の増額分につきましては、時期の関係で、県との起債の同意協議ができなかったものから、これについては起債対象とすることができないということで、その分については反映はされておられません。

以上でございます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 固定資産税ですね、この経済状況の中で、どこへ行ってもやはり商売苦しいわけで、固定資産税、高いよという声は結構聞くのですよね。まだ、2,000万ぐらいの、2,400万ですか、まだ課税の余地があるというふうな。それを発見したというのは、こ

れはいいことなのか悪いことなのか。ちょっと経済の実態からすると、さらに絞られるのかなどというふうに、税金を取られるのかなどというふうに思う人が多いのではないかと思いますのでけれども、そこら辺の民間の実態と行政側の税金、税収を上げなければならないという思いと、どうも対立してしまうと非常にやばいのではないかという気がするのですが、そこら辺、税務課長としてはどのような、個人的な見解でもいいのですがどのように思っていますか。個人的な見解じゃなく、市としてはどんなふうに考えていますか。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 個人的な考え方というか、税務課長としての考え方なのですが、償却資産というのは申告なのです。普通は通知をみんなに出して、あなたのところは幾らですよという形で税額が確定するのですけれども、償却資産というのは、私はこんな機械を買いましたよとか、こういう道具を、資産を買いましたというのに税金がかかってくるというものです。

申告ですので出す人と出さない人がいます。出さない人に対して、大きな設備をしたりとか、そういう人に対してはきっちりした課税を取っていかないと、払う人と払わない人がいるというのは不公平ですので、そういうものについてはしっかりと課税をするというスタンスで仕事をしております。

そういうことですので、確かに、景気が悪いからということで、先ほど2,400と言ったのですか、私、2,200ぐらいの調停金額になりましたけれども、この2,200の根拠は49の法人が関連しました。519件あったのですけれども、増となったのが46。減になったのもあったのですけれども、それが3ということで49の5年間さかのぼってやらさせていただきました。

これについては厳しいのではないかというふうな思われ方をしますかもしれませんが、適正な課税ということで、公平公正を、なければ税金が掛けられないというスタンスで仕事をしておりますので、ぜひご理解をいただきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） はい、わかりました。

それで、あと、生活保護のことなのですが、今先ほど言ったように、週刊誌だとか新聞なかでもいろいろ、もうこういう経済の中で目的意識的に生活保護費を利用して、それを組織的に取るというのですか、というふうな動きもいろいろ、都会を中心にきてきているよというふうに若者とかホームレスだとか、そういうふうなのを仕立て上げてというふうな

話もよく聞きますけれども、そのようなことは、まだ下田市には発見してはいないのでしょ
うね。

それからちょっともう一点澤村邸のことなのですが、工事費で入札差金が、見積もりが
1,790万のところから1,250万で落札したと。このときも約500万の入札差金があったのだよな
どという話も前回の審議のときにあったのですけれども、これが今の課長の説明とどうい
うふうに関連するのか、今ちょっと聞いただけで理解できなかったのですが、それ、課長のほ
うからは起債の対象とかそういうふうなことをお聞きしたのですが、ほかのほうはそうでは
なくして入札差金がそのくらいあったよなどという、それがどのように澤村邸の全体の修繕
費の中で使われてきて、結果的にどういふふうになつたのかというお話、これをお聞きしたのですが、起債がどうのこうのだけでお聞きしたの
ですが、もうちょっとわかりやすくもう一回説明していただけますか。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 1カ所に生活保護者を集めて中間で搾取するようなのがよく
報道にあります。下田にはないです。

それで、東海道筋で一部そのような動きがあるようですけれども、この東部の管内でもな
いよふというふう聞いております。

以上です。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 起債の関係につきましては、入札差金と起債の申請額とは、
直接は関係はございません。

実際に、起債対象事業費が幾らであるのかということとその契約の中で案分しまして、そ
の起債対象額に対して充当率を掛けて起債額を算出すると、そういう形になっておりますの
で、例えば、1,000万円の予算で900万円で落札したから、その残りの100万円について起債
でどうのこうのということとはございません。起債上はですね。

〔発言する者あり〕

企画財政課長（糸賀秀穂君） 今回の160万円の減額については、起債対象事業から県の補
助金、50%ですけれども、除いた金額に90%の充当率を掛けまして500万円が出たと。予算
が660万円ですので差額の160万円を減額させていただくと、そういうものでございます。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 済みません。

起債そのものについては、済みません、私余り承知していなかったのですけれども、工事費については、確かに1,200万代の入札率ということで、ただ、その後、時期的にかなり遅くなって変更が乗じてきているということで、今も最後の詰めをして、もう3月になりましたが、そういうことでかなり予算上はぎりぎり。1,790万が工事の予算額になっておりまして、12月ですか、補正100万をいただいたときには、それは修繕費のほうで、それが280万の予算が、当初予算が380万に、100万円増額させていただいたということで、入札は1,200万円台ということで大分低い位置で落としていただいたのですけれども、結局、かなり変更が、正直言って出てまいりました。いろいろな修繕の部分とか工事の変更の部分とか仕分けも大変だったのですけれども、そういうことで最終的にはかなりぎりぎりの額で修理をするのではないかなというふうに考えております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 税務課長にお尋ねします。

今回のやつは、法人に対して償却資産を申告していただいて課税するということですが、法の理念から行けば、当然、個人事業主の償却資産も対象になるのだらうと思いますが、その個人事業主に対する償却資産の申告課税についてはどのように考えておるのかという点と、この償却資産の課税額評価されたのですが、全国的に、あるいはこの賀茂郡の中での法人、あるいはその個人事業主に対する課税はどうなっておるのか。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 個人については、もともと規模が小さいものですから調査をしていたところでございます。ただ、法人になりますと、非常に本社があったり支店があったりとかという形で、ちょっと貸借対照表を見たりとかいろいろ勉強しなければならない部分があったりして、きちりできていなかった部分もあったかなということで、18年度の通達が出たのではないかとということで、これについては、賀茂郡一斉に、全員足並みをそろえて調査を行っております。ですから、個人については、今までと同じような形でしっかりと調査していったということで、法人についても同じようなスタンスでやっていきたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第6号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

次に、議第7号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第7号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第8号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番。

9番（増田榮策君） 国民健康保険のこの歳出を見ますと、一般療養、退職被保険者、これらの補正額が出ているのですが、これらの補正額が出ると同時に、予備費の1,200万円減額。こういうことを見ますと、この国保会計の現在のその会計上において、今後、この水準を維持していくと、今の国保の基金の状態等を考慮して、値上げしなくてもどれぐらいもつのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 一般療養費、退職療養費、こういった部分の補正が生まれて、それに関連して予備費の減という中で、今後、保険税の算定はどのような形になるのか。基金を交えて教えていただきたいということで、そういった内容かと思えます。

現在、基金につきましては1億6,379万7,788円です。もう一度申し上げます。1億6,379万7,788円が22年3月31日現在、基金残高でございました。

今回、22年度の予算で1億円の積み立てと繰り入れを9,000万円しまして、差し引き1,000万円増額となっております。22年末の想定では1億7,379万7,788円という残金となっております。ただ、23年度は、今後、これから審議されるわけですが、繰り入れについて1億3,000万ほど繰り入れる形で予算の設定をつくっておりますので、23年度末においては4,379万7,788円という残金になります。

これにつきましては、来年度の保険税につきましてはこれからご審議していただくわけですが、既に限度額だけは上げてありますので、限度額が上がった状態の算定で行っております。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 基金の状態から見ますと、当面は値上げがされずに何とかやり繰りができるのではないかと今思いましたですが、1つちょっと心配といたしますか先のことにはなりますが、今度は新病院が下田へできますね。新病院ができて、今度新たに共立湊病院から出ました地域医療振興会が伊豆下田病院のほうに本格的に病院活動をしていきますと、私は患者の、患者といたしますか、この療養とかそういう医療の面が大分下田市は負担増になってくるのではないのかなと。

いろいろな全国的な平均を見ましても、病院の競争の激しいといたしますかそういったところは、データの医療費が上がっていく傾向にあると思いますが、市はどのように分析していますか。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 医療の関係ですが、当然、保険証を持って行けばどこでも必要な保険は医療を受けられるということが1つあります。

ただ、その医療の中で、必要とされる医療を適切に行われるということが大前提だと思えます。これはどこの医者に行ってもどこの病院にかかっても、個人が必要とされる医療、これは適切に行われれば、どこの病院に行ったから高いとかどこの病院行ったら安いとかというふうな部分ではないと思えます。

それともう一点、診療報酬の関係なのですが、診療報酬明細が23年度に改定が予定されておりますので、それによって24年度からの診療報酬に基づいて、ある程度の増嵩が予想されるのではないかとはいえますが、それも、来年度の社会保障制度の中で、介護保険の報酬と医療の報酬の見直しが迫られておりますので、その中で、また医療費の動向について、確実に適切な算定をしながら、保険税の分についてもちゃんとした見直しをしていきたいと思えます。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） ぜひ、こういう病院の過当競争といたしますか、人口が、今2万を割る

うとしているところにこれだけの病院があるということは、かなり医療の競争があると思うのですよね。実際にはもうかなり、これだけの大きな大手の病院が稼働すれば、小さな病院は、その診療報酬等の、実際にはですよ。ないとは私は思うのですが、余計なものまで負担をしなければならないというような、過剰な薬剤とかそういうものの投与だってなきにしもあらず。もう少しレセプト点検を厳密に、今後はやっていく必要があるのではないのかなと思います。

ただ、私もちょっと聞いたところによると、実際の話ですけれども、1病院を、1つの病院を同じ系列で1つの病院に診療して、そこで、病院で1回診てもらって診療費払ったと。ここのどこかの病院へ紹介されてまた行ってくださいよと。同じ系列の病院でまた診療費を払ったと、こういうようなことを実際に私聞いたことあるのですよ。これちょっとおかしいではないですかというちょっと疑問があったのですけれども、こういうことも、やはりレセプトの点検しか、私はこういうチェックはできないと思うのですけれども、現在のそのレセプトといたしますかそういうものの点検というのは、どの程度まで踏み込んでできるわけですか。その辺のことをちょっと、わかりましたら。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 医療費の適正化のためにあらゆる方策を講じているわけですが、その1つの中でレセプトの点検というのは確かにあります。

今、コンピューター化されておりますので、そういった国民健康保険連合会においてのまず点検があります。こちらに来てレセプトをもらって、レセプトの点検を2人の臨時職員をして、こういった中でも改めてレセプトを点検しております。こういった中で、過誤の形の部分が出たりすれば、当然請求をし直すというこういった部分があります。

それとあと、そんな中で多重受診とか重複受診につきましても、具体的に重複受診とか多重受診にしている方を抜き出して、その方の指導を行っていることもありますので、そういったことを踏まえまして適正化に努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） この補正予算の歳入歳出を見ますと、ちょっと理解しがたい点が2点ばかりありますので質問をさせていただきたい。

1点目は71ページになりますが保健事業でございます。これが減になっていると。結局、

健診であるとか予防の部分の健康づくりの部分が予算に達していないということは、その事業が不十分であったのではないのかと、こんなような思いがするわけであります。減額をしているということはどうですか。推測ですので実態はどうなのかということをお尋ねをしたい。

やはり、この新しい制度になりまして、健診であるとかメタボの対策であるとか、そういう部分の事業がどうであったのかと。数字的には大きな減額に、900万、1,000万近くですか、の減額になっているのではないかと。

それから、医療費のほうは、保険給付費が5,950万ほど増になっていますので、これは医療費が増になっていると、こういう場合に言えようかと思いますが、それに伴います国保税であるとか療養給付費の交付金が減額になっていると。500万ほど減額になっていると。結局、基金からの2,000万の繰入金と一般会計からの2,100万等のこの費用によって賄っている。こういう、その数字上は経理になっていようと思うわけです。当然、療養給付費が、保険給付費が伸びれば国や県からの負担金も減額ではなくて伸びるべきではないかと、こういうぐあいに国や県が負担してくれる部分も同じように増えていくべきではないかと思うのですが、予算上はそこら辺が減額になっていると。ちょっと理解がしがたい点がそこにございますので、どういうことなのかわかればお教えいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 質問者をお願い申し上げます。

ここで10分間休憩したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

1番（沢登英信君） はい。

議長（増田 清君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時15分休憩

午後 2時25分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

1番、沢登英信君の質疑を続けます。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 2点ほど質問がありました。

その1点目が特定健診、保健指導事業、これが996万7,000円の減額になっている。こういった理由でございます。

これにつきましては、当初、人数が、当初想定的人数から大分減ったことによります。当

初の算定では4,500人を算定してございました。実質、もうほぼ終わりに近いわけですが、実質、今2,900人前後となっております、この1,600人ほどの減が生じたことによる減額ということになっております。

2点目の、本来ですと療養給付費と国庫の負担金及び県の負担金が増えれば、相関関係があり増えていくのではないかとといったこういった指摘の質問だと思います。

今回、3月の補正をやるについて最終的な療養給付費の見込みを出してございます。これについて、11月の診療分から大分、1,700、1,800万というふうに対前年度比大分上がっております。この傾向を見据えて最終的な補正の今回の予算を組んだという経過がございます。

こういった中で、それに連動して療養給付費と保険税で、大体、療養給付費を国・県等保険税で大体半分半分という形で割るわけです。その中の50%のうち国のほうは34%、調整交付金が9%、都道府県が7%とこういった割合になっております。ただですね、まだ、国保の関係の負担金については、国も県もまだ確定してございません。その関係上、計上できなかったという形でございます。ただ、療養給付費につきましては赤字決算ができない関係上、療養給付費のほうは補正でのせて、今後見込まれる可能性がある国庫については、まだ確実に見込まれておりませんので現状の部分のをのせてあるとこういった形になっております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 2点目の点につきましてはわかりました。

1点目の特定健診及び健康診査が4,500人ほど見込んだけれども2,900人程度で、1,600人ほど減だと。現状はわかりましたけれども、どうしてこの見込みまで健診を受けてくれないのかと。そして、今後どのような努力をして健康づくりを進めていくのかと。このところを再度お尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 健診の重要性というのは、早期発見、早期治療、こういったことによって、経済的な損失、当然、本人にとっても社会的にとっても経済的な損失を事前に防ぐというこういった部分があります。そういったことにつきまして、健診の重要性が言われている中で、今回、人数が減っているといったこういった部分がありますので、我々としても、この体制を何としても来年に向けて反省点を生かさなければならぬということで既に協議をしております。

その1点として、当然のことなのですが周知を、当然行っていかなければならないかなど。
もう一点は、受診しやすい環境の整備、こういったものも必要ではないかと。今、6月から大体夏にかけの日程を組んでやっております。これを、4月から、できるだけ早くやりたいなというふうには進めております。

もう一つ、結果の早期お知らせというのも重要ではないかなど。なかなか結果の早期お知らせというのは、遅いことによって、かえって不安感をあおったりする部分もありますので、こういった部分も必要ではないかと。

それと、あと、国民健康保険だけではなくていろいろな健康組合、健保協会とか共済組合とかこういったものがありますので、こういったところと合同で実施できないかとか、こういった課題、今回の、今年度の課題を挙げながら来年度に向けてのその構築を今向けておるわけです。ただ、これが下田だけの話ではなくて、近隣の市町、あと関係医療機関、賀茂医師会、こういったものとの連携を図らなければならないものですので、今、こういった内容の反省点を踏まえながら、来年に向けて再構築を図りたいなというふうには考えております。

以上です。

1番（沢登英信君） 終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第8号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第9号 平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第9号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第10号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

7番。

7番（田坂富代君） 予算の概要のほうでお伺いします。

26、27ページ。

先ほど企画財政課長のご説明の中で、施設介護サービス給付事務、こちらが1,800万の減。こちらは施設の開所が遅れたためというご説明だったと思うのですが、次の介護予防サービス給付事務、こちらが1,599万9,000円の減でございます。介護予防サービスというのは国のほうでも推進していくという形で事業執行がされているものと思うのですが、こちらの減となった要因をお伺いしたいと思います。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 介護の予算につきましては、介護の事業計画に基づいて予算をつくってございます。

今回、前年に比べて当初予算案、介護計画の中で、前年度は105%の伸びでつくっていたわけなのです。これが、今回、実態的には、今時点では101%、いわゆる1%の伸びで進んでいるというこういった中でございまして、介護計画の中との乖離が多く出ているのが今言った2点でありまして、介護予防サービスの給付事務、これは訪問の介護とか訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、あと通所サービス、こういったものが介護予防サービスの給付の内容になっております。これが、当初どういった形での算定であったのか。対前年度の伸び率ということをつくってあるということで、ただそれが、今回この部分につきましては1%の伸びで、全体的に1%の伸びの中で済んだということがございまして、まだ具体的に、内容についてのその精査までされておられません。全体的な内容で5%の伸びが1%になったということですが、今時点ではちょっと内容的な精査ができてございませんので。

以上です。

議長（増田 清君） いいですか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第10号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第11号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第11号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第12号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第12号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第13号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第13号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

明日3日はそれぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は4日午前10時より開催いたしますのでご参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、この後、各派代表者会議を開催いたしますので、代表者の方は第1委員会室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

午後 2時35分散会